

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年3月8日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和4年平泉町議会定例会3月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告5番、升沢博子でございます。

侵略戦争と感染症という命を脅かす世界的な危機に心を痛めている毎日でございます。命より大切なものはなく、一刻も早い解決を願うばかりでございます。

それでは、さきに通告しておりました2点について質問いたします。

1点目、町長施政方針について。

第6次総合計画2年目となる本年は、当町にとって、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な課題が山積している状況にあります。このような困難な状況の中、青木町長は、このたび、次期町長選への出馬を表明されました。町のトップリーダーである町長には、困難を乗り越える確かな町政のかじ取りが期待されていると思います。

そこで、1つ目、平成26年に就任以来、2期7年余りとなる今日まで取り組んできたまちづくり、施策の成果について伺います。

2つ目、取り組みの中の課題があれば伺います。また、その課題に対しての今後の対応策について伺います。

3つ目、3期目に向けた長期的なビジョンに基づく町長の目指したい平泉町の姿について伺います。また、町長がまちづくりを行う中で、一番大切にしたいものは何か伺います。

大きい2つ目でございます。

子育て支援策について。

妊娠期から子育て期にわたるまで、必要な子育て支援を切れ目なく行うワンストップ相談窓口を設置する子育て世代包括支援センター事業が令和3年度から始まりました。町の将来を担う若い世代の出産、子育て支援することは、住みやすいまちづくりを目指す少子化対策の中心となる施策であります。

そこで、1つ目、支援の内容について伺います。

2つ目、保健医療と福祉、教育との連携による町内全体の子育てに関する包括的な支援活動を行う機関としての運営がどのように図られているのか伺います。

3つ目、包括支援センター設置による子育て環境改善の成果について伺います。

4つ目、これは教育長にお伺いいたします。来年度開館する学習交流施設の子育て機能の充実をどのように図られるか、計画があれば伺います。また、そのための職員の配置について伺います。

以上の質問です。よろしく回答をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、施政方針演説に関わって、私が町長に就任してからのまちづくり、施策の成果についてのご質問がありました。

私が町長に就任させていただいてからはや7年7か月になろうとしております。この間、議会の皆様はじめ、町民各位より大変なお力添えとご協力をいただき町政運営をさせていただいておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げたいと思います。

私は、これまでの町政運営に当たり一番大切にしてきたことは、まちづくりの主役は町民の皆さんであるということであります。すなわち、町と町民が一体となって町民総参加でまちづくりを行うことを常に掲げてまいりました。これらを実現するために、21行政区全てを回っての地域懇談会の開催をはじめ、区長会や各委員会等の町民の代表の皆さんとの直接対話、さらには、高校生会議や各種団体との意見交換等を通じながら、地域課題の解決策やまちづくりの方向性などについて一緒に考え、行動してまいりました。

こうした取り組みを通じて、結婚から子育て期までの切れ目のない支援を充実することや、雇用の場の確保となる企業誘致の実現、交通空白地域における移手段としてのコミュニティバス

の運行、町民が集い交流し、学び合うことができる学習交流施設の整備など、町民の皆さんと共に考え実現することができたものと考えております。

このように、直接対話を通じて施策を実施することにより、町民の皆さんに役場を、職員を、そして、まちづくりを身近に感じていただくことができたと思っておりますし、こうして実施できた施策だからこそ、町民の皆さんの福祉の向上につながる成果を上げているものと考えております。

次に、まちづくりの課題についてのご質問がありました。

課題につきましては、潜在的な課題も含めて様々あると認識しておりますが、やはり一番の課題は人口減少をいかに食い止めていくのかということだと考えております。本町の人口減少の構造的な課題を分析しますと、自然要因として、合計特殊出生率が全国や県の平均と比べても高い傾向にありますが、社会要因として、進学や就職による若者の転出が著しい上に、卒業後に町に戻る若者が少ないことが大きな課題となっていることから、若年層の定着を目的とする雇用対策や、若者が本町で結婚・出産・子育てをする好循環の創出が極めて重要だと考えております。

こうしたことから、町内企業の経営基盤の強化と企業誘致による雇用の受け皿づくりや子育て世代の経済的な負担の軽減、ワークライフバランスによる子育て環境の整備を進め、さらには、将来的な移住にもつながる関係人口の創出にも取り組んでまいります。

次に、3期目に向けて、私の目指したい平泉町の姿やまちづくりを行う中で一番大切にしたいものについてのご質問がありました。

私の目指す平泉町の姿につきましては、昨年策定いたしました第6次平泉町総合計画に定める平泉ならではの理想郷をつくり上げることですので、まずは総合計画の各種施策を着実に実行していきたいと考えております。今、本町には、スマートインターチェンジや学習交流施設「エピカ」、平泉世界遺産ガイダンスセンター、工業団地への企業立地と工場の増設、道の駅や世界農業遺産の取り組みなど、新しい魅力が生まれています。これらは造ってゴールではなく、これからがスタートだと捉えておりますので、どのように有効活用し、波及効果をつくり上げていくかが重要であります。

3期目には、こうした取り組みを重点的に進め、町の新しい可能性を見だし、町の発展につなげていきたいと考えております。また、この過程においては、先ほども申し上げたとおり、まちづくりの主役である町民の皆さんと一緒に考え、町民総参加でまちづくりを行うことを常に大切にしていきたいと思います。さらには、本町は県内で一番コンパクトな町ですが、町の隅々まで目が届くという大きなメリットを捉え、その特性を最大限に生かしながら、町も町民の皆さんも何ができるかを共に考え、それぞれの役割を果たしていくことによって、持続する町をつくっていく、これこそがコンパクトな平泉だからこそできるまちづくり、チーム平泉の姿だと考えております。

次に、子育て支援策についてのご質問がありました。

支援の内容についてですが、厚生労働省では、子育て世代包括支援センターの4つの必須業務として妊産婦、乳幼児の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、

必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこととされております。

本町においても、この4つの業務を基本としながら、全ての妊産婦、乳幼児や保護者に対し、町が実施する妊娠届、出生届、乳幼児健診、乳幼児を対象とした教室等を通して、切れ目のない支援の実施に当たっているところであります。

次に、「保健医療と福祉、社会との連携による町内全体の子育てに関する包括的な支援活動を行う機関として運営がどのように図られているのか」のご質問にお答えをいたします。

昨今は、ライフスタイルや社会情勢が変化する中、子育てに関する情報が多岐にわたり、適切な知識や情報を取り入れることが難しい状況にあります。本町では、従来から町民福祉課、教育委員会、幼児施設や保健センターなどがそれぞれの機関で所管する支援を実施してきております。今回、子育て世代包括支援センターが設置されたことにより、従来の福祉、教育、保健分野における支援と併せ、各部署との情報共有を目的とした連携会議を開催しております。この連携会議は、これまで4回開催してきており、各部署が行う子育て支援のサービス内容や関係機関が抱える課題や子供たちへの関わり方などについて情報の共有を行ってきたところであります。

次に、包括支援センター設置による子育て環境改善の成果についてのご質問ですが、子育て世代包括支援センター設置と併せ、相談環境の改善を図るため、相談室を新設いたしました。この相談室は、個室となっていることから、相談される方のプライバシーが守られるとともに、周囲に遠慮することなく時間をかけて相談できる環境となっています。特に、妊娠や子供の障害などデリケートな内容を含む場合があるため、安心して相談できる相談窓口を提供することにより、子育て世代の相談場所の選択肢を広げられたことは、一つの成果であると考えているところであります。また、これまでも各部署間において様々な連携を図ってまいりましたが、このセンターの設置により、連携がさらに図られたものと認識しております。

子育て世代が安心して子育てに向き合えるよう、今後においても、相談体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、来年度開館する学習交流施設の子育て支援機能についてのご質問にお答えいたします。

学習交流施設については、本年7月1日の開館に向けて鋭意準備を進めておりますが、管理運営は指定管理者となるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行うこととなっております。学習交流施設は、公民館、図書館、多目的ホール、子育て支援機能、情報発信機能を備えた複合施設であり、子育て支援機能については、「お話室」、「団らんコーナー」、「キッズスペース」、「交流室」、「相談室」、「授乳室」などを配置し、子供の遊び場や子育て世代の情報

交換、交流の場の提供、子育てに関する相談など、誰もが気軽に利用できる空間の提供を計画しております。

子育て支援機能の職員の配置については、担当職員2名を配置し、公民館機能及び図書館機能を担う他の職員と連携して事業を実施する人員体制を整えております。また、町内には子育て世代包括支援センターをはじめ、子育て支援センターや平泉町社会福祉協議会が運営するアピユイなど子育て支援機能を有する施設がそれぞれ目的別に開設、機能していますので、これらの施設と連携を図ることが重要であると考えております。

2月10日には、幼稚園、小学校PTA、児童民生委員の関係者や子育て世代包括支援センター、アピユイ等の関係機関、教育委員会、指定管理者を含めた町内の子育て支援関係者に呼びかけ、懇談会を開催し、施設運営の方針や組織体制について説明を行うとともに、施設間の連携の在り方などについて率直に意見交換を行ったところです。

今後、町内の子育て支援に関わる施設、組織などと連携しながら、施設機能の充実を図ることを目指してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、今、るる町長は就任以来、道の駅をはじめ、企業誘致そしてスマートインター、そして、学習交流施設と、大型の事業を次々と成し遂げてこられました。まいた種を、実を結び花を咲かせた成果だというふうに捉えております。それで、まちづくりについても町民の声を聞く姿勢を貫いてこられたということは評価できると思います。

そこで、町長が、1期目に就任されるときに、私の耳に残っているのですけれども、私は、役場職員が働きやすい職場をつくりたい、職員一人一人を大切にしたいと話されたことが耳に残っております。行政の事業執行は継続性に基づくのはもちろんですが、町長が自分の考えで職員を信頼し、事業を達成した施策もあるかと思えます。職員が力を発揮するには、職員を心から信頼しなくては成り立たないというふうに思いますが、職員が最大限能力を発揮できる職場づくりを今後どのように捉えているのかということを町長にお聞きしたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まずは、議員が耳に残っていたという言葉、大変うれしく思っております。そのとおりであります。まさに町民福祉を敢行していくためには、そこで働く職員の方々が一致団結して、そして、常に私が今でもお話ししているのは、やっぱり職場は楽しくなくては駄目だと、楽しい職場をみんなで作っていかうと、そういう楽しい職場から、町民福祉向上のために、それがどんどん伝

わっていくことによって、職員と町民、まさに行政と町民が心が一体化していく、お互いに信頼関係が出るということが最も大事なことだというふうに思っておりますし、それを取り組ませていただきましたし、そして同時に、職員の方々もそれに心を開いていただき、先ほど答弁申し上げました様々な分野において取り組みができ、それが敢行できたのも議会の皆様方のご協力はもちろんですが、ご支援はもちろんですけれども、職員一人一人が一緒に向かってやっていただけたということが最大限だというふうに思っております。

今後も、こういったことは常に、やはり大事なことだというふうに思っております。町民の方々が今、申告で来庁していただいておりますけれども、やっぱり、そういった中でも、互いにおはようございますとか、こんにちはとか、声をかけること自体も実は大変大事なことだというふうに思っております。

いずれにいたしましても、議員がおっしゃるとおり、信頼関係を常につくっていくということは、仕事を進める、まさに住み慣れた地域で安心して安全に暮らせる、そういう地域を目指す町民総参加のまちづくりをするという、まさに原点だというふうに考えますので、今後もさらにそれを推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

町長のそういう姿勢を伺えて本当によかったなというふうに思っております。やはり、そういったことが町民と行政をつなぐ一番の絆になることだというふうに考えております。

次に、課題の中でもございましたが、やはり、定住人口がなかなか課題だと。それで、町の課題として、町長が取り組まれてきた企業誘致というところも、今現在実を結んでいるところだと思いますが、その企業誘致について伺います。

スマートインターチェンジが開通したわけなのですが、スマートインターチェンジの供用開始ということで、平泉の新たなゲートウェイとして町内外からアクセスが向上することで、あらゆる産業の振興が期待されます。また、輸送期間の短縮や輸送コストの削減による物流の効率化が図られることから、企業誘致にも大きなメリットになるというふうな、総合計画の中でもうたっております。今後、その企業誘致についての町長の考え方をお話しいただけたらと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

スマートインターを誘致する中で、建設する中で、設置する中で、やはり、同時進行でありましたけれども、どういった地域にあの部分を位置づけながら今後まちづくりを進めていくかというのが大きな課題だというふうに思っておりました。方向性としては、一つは、観光に直接ない車両は町なかに入らないで、そして、通過できるような状況の一つつくることと、もう一つは、町中心部はやはり居住空間であり、観光のそういった空間に、スペースに、今後しっかりつなげ

ていくということでもあります。

第一に、世界文化遺産、そして、かんがい遺産、そして今、日本遺産、そして今取り組んでおります農業遺産、4つの遺産が全国的にそろろうというのは当町だけでもあります。そうした、中尊寺、毛越寺、そして、達谷窟を中心とした観光から、新たな観光の魅力を創出できる、そういう中心の市街地に今後していくのと同時に、スマートインター周辺は、そういった意味では、新たな工業施設であったり、買物であったり、そういう商業施設であったり、もう一つは、やはり、基幹は農業であります。祇園地区はそういった意味での、大変優良な農地を保管している地域の一つでもあります。

そういった農業に結びつける、そういう、今、イチゴとか様々なハウス園芸、路地園芸がいろいろと起案されておりますけれども、そういったことも視野に入れながら、新たな魅力をつくり出す、そういうスペースになっていけるように形づくってまいりたいというふうに思っておりますが、いかんせん、それが同時進行で進むところでありましたが、様々な社会状況によって、その部分が若干同時進行できなかった部分は私にとっての大変な失点の一つだというふうに思っております。

それを、今後さらに強調しながら、形づくりながら、新たな総合計画に盛り込んだ内容を含め、それを前進させていくというのが、今後大きな命題というふうになります。新たな工業団地も、皆さんのお力添えで満杯に埋めさせていただくことが成果だと思いますが、新たな定住を、若い世代の定住を今後促進するためには、新たな工業団地構想も一つ一つ進めていかなくてはならない大きな課題だというふうに思って、捉えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ただいま企業誘致のことについてお聞きしましたが、平泉にとって観光産業も非常に大事な産業かと思えます。

コロナが思った以上に長引いてはおりますが、やはり、平泉の新たな魅力、理想郷とも答弁の中にもありました。過去に、県北沿岸地方に暮らした経験が私もございます。平泉ほど恵まれた町はないと今さらながら思うところであります。

観光については、今申し上げたように、スマートインターの開通、ガイドンスセンター開館、中尊寺通り整備など、着地型観光の条件は、今、本当に整ってきているところだと思います。コロナが収束した後の爆発的な観光需要といたしますか、そういったところも見越した準備も必要かと思えますが、このことについて伺いたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

今、ご質問あったとおり、観光の、今非常にダメージを受けているというのはそのとおりなの

ですけれども、全国的な評価としましても、このコロナ禍が落ち着くことによって、観光需要というのが爆発的に伸びるのではないかというふうには考えられています。それで、今、東京も、まん延防止が出ておるわけですが、コロナ対策を万全に期してプロモーション活動を3月後半には展開していきたいというふうに考えています。それで、4月になってからもですけれども、多くの観光需要を復活できるような、下支えできるような施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、最初の質問の最後になりました。

3月8日、本日は国際女性デーということになっております。これは、3月8日ということで、女性の権利といいますか、そういったところをうたっているわけなのですが、今回の町長の施政方針の中に、女性の施策というものがちょっと見当たらなかったなというふうに思いました。それで、SDGsの中にもジェンダー平等ということをやっているわけなのですが、ジェンダーギャップ指数ということで、今日新聞に載っておったわけなのですが、それが156か国ある中で日本は120番目だということで、政治と経済の分野でかなり後れていると、そういうところがあるということでありました。

それで、一つ、やっぱり女性の力というものも今後期待して施策の中に入れていただきたいと思うのですが、総合計画の中の目標値の中に、女性の登用率が今現在22.5%で、それが目標値として25%に上げたいということが書かれておりますが、これ、今、クリティカルマスと前にも言ったことあるのですが、マーケティング用語で、30%を超えるとそこから爆発的に改善されていくのだというデータがございます。その中で、やはり、30%を目標値として目指すべきではないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

女性登用率の目標値につきましては、現状からしますと、これ長い間25%を目標にしてきたというところがありますが、その委員の選定基準の絡みもありまして、どうしても男性が就かざるを得ない役職などもございまして、委員の選定基準も見直しをしていかないとやはり伸びないというような構造的な部分もございまして、ここは、そこら辺も検討しながら、まずは25%という目標達成を目指しておりますけれども、既に庁舎内でも、今、委員の改選時期等にだんだん差しかかってまいりますので、それらの登用率を上げるような取り組みを進めてほしいということで周知をしておりますし、当課の総合計画審議会については40%ということで、今回大幅に改善をさせていただきましたので、そういった内部的なところではございますが、一つずつクリアしていく、そして、さらに30%を目指すような形につなげてまいりたいというふうに考えております。



議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

それでは、最後になりました。青木町長におかれましては、3期目に挑戦されるに当たって、限られた財源の中、理想のまちづくりの施策の優先順位を見極める確かなかじ取りをご期待いたしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、2番目の質問でございます。

令和2年12月会議で、子育て世代包括支援センター設置についての計画について質問いたしました。今まで各関係機関がそれぞれ個別に行っていた支援を包括的に行う機関として大いに期待されているものでした。現在は、相談のための独立した部屋も確保されましたし、専任の保健師が担当されて、支援の様子もお聞きしました。関係機関が集まったの会議と、幼稚園、保育所に出向いての現場での懇談などが行われたとお聞きしました。それが支援にどう生かされているのでしょうか。また、一番改善されてよかったと思うところはどんなところでしょうか。お聞きいたします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

令和3年度から子育て世代包括支援センターが本格的に稼働いたしました。妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援をしていくということで開始になりまして、今、議員さんおっしゃったとおり、そこには保健師を配置いたしまして相談体制を強化したところでございます。また、連携会議、保育所、幼稚園、そして町民福祉課、教育委員会など関係機関との連携会議も行いながら、その中で、子育てに関することでしたり、それから、保育所、幼稚園でのお子さんの様子などについても確認しながら、このセンターと関係機関との双方向でのやり取りがスムーズに行っているのではないかと考えております。

また、このセンター設置によりまして、保健センターの業務の中が、今までは母子保健担当の職員が、相談から、そして、実際の支援という事業の中でのお子さん方への支援なども行ってまいりましたけれども、このセンターができたことによりまして、相談をする専門のというか専任の職員がそこで一旦相談を受け、その相談を受けた中で、どのような支援が必要かというのを計画し、そして、母子保健だったり、あと、幼児施設へのつなぎだったり、教育委員会へのつなぎだったりというところで調整をして、そして、その方々への支援に結びつけている、そして、保健センターの母子保健事業につきましては、本当の現場といいますか、実務のところ、そのお子さん方や保護者の方への支援ができるというような、そういう役割分担がされたのではないかなというふうに感じています。

そういう中で、相談をしっかりと受け止め、そして、きちんとした支援、適切な支援に結びつけていく、その中で、また現場担当がそこで情報共有をしながら、お子さん方にきめ細かい支援ができるということが体制づくられたというか、強化されたところがまた一つ成果だったので

はないかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

本当に、今、岩手県内でもそういった我が子を手にかけてしまったというような、そういったニュースも見聞きいたしますし、なかなかそういう相談する場所がなかったという、そういった報道もありますので、本当にきめ細やかに、平泉は、本当にいい場所になりましたよね、相談室が。そこでちょっとゆっくりと相談できるというのは非常にいいなというふうに思っているところです。

あと、やはり、母子保健ですから、就学前という、妊産婦から乳児という、それ以外の就学後の相談というか、そういうところも中には実際あるのでしょうか。不登校の問題とか、そういうところも受けることがあるかどうかお聞きします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

就学後のお子さんの相談につきましては、直接的に子育て世代包括支援センターに相談ということは数少ないのですが、学校の先生からのご相談だったりというのはあります。そういう中で、子育て支援センターの職員と、それから保健センターの心の健康を担当している保健師や保健センターの中の職員で情報共有をしながら、そして、その相談内容によりまして、心の健康相談とか、保健センターでも公認心理士さんの相談会も行っておりますので、そういうところをご紹介したりとかはしております。

このセンターについては、就学前というようなことでは、そういう形態にしておりますけれども、保健センター全体で考えますと、保健センターは本当に赤ちゃんから高齢者までの町民を対象にした相談ですとか、各種事業を行っておりますので、そういう中で、このセンターと連携しながら支援をしていけるものと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

国は令和5年度から、こども家庭庁という機関が設けられるということで、それは承知しているのですが、つい最近、子育て世帯支援の一元化を目指して、国は児童福祉法と母子保健法をまた新たに改正して2024年から保健と福祉を統合したこども家庭センターを市区町村に設けるといったような、そういった動きも、動きだと思っておりますけれども、あるやに聞いています。

いずれ、機構改革とかそういうところも必要になってくると思うのですが、やはり、文科省とはいろいろ大変なんでしょうけれども、保健と福祉の分野は将来的にはそういう形になっていくのではないのかなと思いますが、このことについてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今、議員からお話のあったこども家庭センター、これも、つい最近国のほうで、本国会において、児童福祉法、それから保健福祉関係の法律の改正に伴って進めていくと。それは、今、お話のあったとおり、こども家庭庁が来年の4月1日、つい最近のお話だと思うのですが、政府のほうでそのような方針を打ち出したというようなことは聞いております。それに伴って、各地方の自治体などがこの受け皿として、今現在、子育て世代包括支援センター、先ほどお話のあった、当方では保健センターのほうで設置しているものでございますが、それ以外に、子ども家庭総合支援拠点というような、実は、今言った2つのものがそれぞれ本来機能する部分でございますが、一方で、その実態としては、子育て世代包括支援センターについては、全国的にほぼ100%近く市町村に設置になっているのですが、家庭総合支援拠点というのがなかなか進んでいないと。特に、児童人口が9,000人未満の市町村においては、やはり、市町村のいわゆるマンパワーの関係で26%程度しか設置になっていないと。

当町につきましては、そこは、要保護の児童に対しては、それこそすこやかネットワークというようなことで、要対協の中でいろいろ毎月のように子供支援というふうなことで個別に相談させていただいている部分でございます。しかしながら、その2つがうまく、各自治体とも連携がうまくいっていないと。どうしても抜け道があったり、その機能が十分果たされていないということから、議員お話のあったこども家庭センターというのを国のほうでは今後進めていくと。

しかしながら、ここでのセンターをこれから設置していくに当たっては、やはり、専門職というものが非常に必要になってきます。現在においても、各市町村でそういった課題に対しては、保健師はもとより、例えば社会福祉士、看護師、そういった専門職と一緒にしながら、児童の悩みとか、児童虐待、そういったものに対応していかなければいけないというふうに考えております。

ですので、国の基準については、あくまでも今のところ設置については努力義務というふうなことで、これから様々な国の支援なども打ち出されてくると思いますので、そういったものをきちんとこちらのほうで注視しながら、受入れ態勢、整備体制について、今後進めていかなければいけないのかというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、ぜひ、そういう方向性に入っていければいいのかなというふうに、9,000人未満の小さい自治体というのは、なかなかそういうところは難しいのかなとは思いますが、やはり、そういう方向を目指していければいいなというふうに思っています。

最後に、教育委員会のほうにお聞きいたしますが、学習交流施設の中での子育て機能について、運営協議会を今後設置するということで、今、いろいろ計画されていると思いますが、その中に、子育ての部分のといったところの委員といいますか、どういう形の協議会を考えている

のかということをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

まず、今回の施設開館に向けては、やっぱり、どういう施設にしたいかというところを、町民の皆さん、もちろん、指定管理者に十分、共通認識でビジョンを共有しながら進めるわけなのですが、特にも、町民の皆さんには、複合施設であって、子育て支援機能もありますということで、これまでも、ワークショップという形で設計から建設に、あるいは、運営についてのワークショップも行ってきました。ですので、そういった方に賛同を得ながら、利用者本位の施設の運営協議会というのをつくっていくと。これは、指定管理者のほうで設置するというので、この事業全体の評価というか、審議については、社会教育委員会議の中で検討していきたいなど、これは町のほうで、教育委員会のほうで設置する、そういう2つのやり方で進めていきたいなということで。今、ボランティア会議というのが、これまで、先ほどのワークショップの参加者に呼びかけて2回ほど会議が開かれているのですが、ボランティアといっても何かしら目的があるということが必要ですので、当面その開館行事、7月の開館に向けているんな事業、開館事業の企画運営についていろいろ呼びかけてアイデアを出してもらって進めているところです。

そういった方々を中心に、いろいろ活動して賛同いただける方を協議会として選任していただいて、指定管理者のほうと、その辺はまだこれから詳細は詰めますが、そういった方に、例えば、今回の施設というのは子育てに関係する事業も行うわけですが、子供のための、例えば幼児の何か怪我したときの応急処置であったりとか、いわゆる公民館的な機能もありますから、事業を、子供と一緒に料理教室に参加したりとか、そういったときに、子供の世話、見守りというのが必要になってきます。託児所とかそういった場所ではありませんから、そういった部分については、やはり、施設の職員以外にもボランティアの力、協力を得ながら進めていくというのが必要であるというふうに考えております。

協議会としては、そういう事業の利用者の声を吸い上げる、事業の参加者の声も吸い上げるということですので、そういった部分と実際の活動への協力をいただくという、その二面性から、できるだけ賛同を得て、いろんな方にボランティアとしての参加をしていただきたいというふうに、これから事業者と詳細を検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ありがとうございました。

なかなか、初めての施設ということで、皆さん、親子、各年代にわたって期待をしている施設だと思えます。高齢者もそうなのですけれども、子供たちの声が響く、町中心部にそういったものができるということ、本当に期待しているところです。子供センターみたいな部分も併設できるような、そういった場所になればいいなというふうに思っているところです。そういう形を期

待しながら、私の質問を終わらせていただきます。

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

11時10分まで休憩といたします。

---

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、稲葉正議員、登壇、質問願います。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

通告6番、稲葉です。

さきに通告いたしました3項目について質問いたします。

項目1、上下水道の整備状況と今後の事業計画について。

1つ目、老朽化給水管、鉛製給水管の布設替え状況は。

2つ目、浄水場、ポンプ場、他設備の更新改良状況は。

3つ目、地震等の災害に対する備えは。

4つ目、水需要減による上下水道事業の今後の使用料金はどのような計画になっているか伺います。

項目2、マイナンバーカードの普及とひも付けについて。

1つ、マイナンバーカードの普及状況はどのようになっているか。

2つ、保険証と免許証のひも付けは令和6年までと言われておりますが、その詳細とポイント付与について。

3つ、銀行口座とのひも付けも予定されておりますが、住民が抱く不安軽減策について。

4つ、住民票等交付コンビニシステムとマイナンバーカードについて、どのようなことがいつからできるのか伺います。

項目3、SDGs持続可能なまちづくりについて。

1つ、ごみの削減状況と削減計画の進捗状況はどのようになっているか。

2つ、環境保全活動と再生可能エネルギー利用、省エネルギー化は具体的にどのように推進していくのか。

3つ、SDGs未来都市について取り組む考えはあるか。

4つ、デジタル田園都市構想について取り組む考えはあるか。

5つ、次世代を担う子供たちへのSDGsに対する教育方針について伺います。

以上、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

稲葉正議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、上下水道事業に関して、老朽化給水管、鉛製給水管の布設替え状況についてのご質問がありました。

給水管につきましては、水道を使用する方が設置し管理することになっておりますが、公道に埋設している配水管、いわゆる本管の布設替えに伴う給水管の付け替えにつきましては、町が実施しております。老朽化に伴う給水管の漏水事故も多発しており、有収率の低下の原因となっているほか、二次災害の危険性もあるため、早急な対応が求められております。修理区分につきましては、本管からメーター手前までが町、メーター以降は所有者が修理することになっております。

鉛製給水管の布設替え状況につきましては、平成27年度に策定した鉛製給水管更新計画に基づき、令和7年度を目標年次としております。更新には多額の費用が必要なため、一般会計からも繰出金として負担していることもあり、おおむね計画どおりに進んでおります。

次に、浄水場、ポンプ場、他設備の更新改良状況に関するご質問がありました。

浄水場等の機械設備の更新につきましては、水道事業基本計画と平泉町総合計画に基づき、年次計画で実施しております。水道創設から57年が経過し、施設の老朽化も進んでいるのが現状であります。更新の優先順位につきましては、保守点検の結果と故障履歴と耐用年数等総合的に判断し、緊急度と重要度の高い施設から更新しております。

下水道処理施設につきましては、農業集落排水の長島中央クリーンセンターの一部更新を平成28年度に実施しており、公共下水道については、一関浄化センターを管理者である県が計画的に更新を実施しております。また、汚水を圧送するマンホールポンプ施設については、保守点検の結果と緊急度を考慮し、随時更新を実施しております。

次に、地震等の災害に対する備えについてのご質問がありました。

平成23年の東日本大震災により、町内が数日間停電となりましたが、自家発電設備が設置されている施設は燃料補給を24時間態勢で対応し、断水を回避してきました。自家発電設備が設置されていない施設につきましては、発電機をリースして対応しておりましたが、今後は、自家発電設備の設置に向けて検討してまいります。また、今年度から水道施設の耐震診断業務に着手しており、耐震性が不足している施設については、年次計画により耐震補強工事を実施してまいります。管路につきましては、非耐震管を全て耐震管に更新することにより、災害に強い水道事業を構築してまいります。

下水道事業につきましては、東日本大震災による停電時にはリースした発電機を積載した車でマンホールポンプ施設を巡回し、汚水を処理施設まで流下させることにより汚水の滞留を回避い

たしました。下水管路につきましては、下水道管やマンホールの接合部のほとんどが可とう性の耐震構造となっており、耐用年数を超えていませんが、災害発生時には施設を併せ点検を行い、必要な対応を取ってまいります。

次に、水需要減による今後の使用料金についてのご質問がありました。

水道事業につきましては、平成27年7月に平均9%の料金改定を実施しておりますが、節水機器の普及や人口減少が進めば水需要の減少が加速され、料金収入の減少をもたらします。高度経済成長期に急速に整備された現在の浄水場やポンプ場、配水管などの水道施設を同規模で更新し維持管理を継続するのは困難となり、経営危機に直面することが想定されます。このたび、先ほど申し述べました耐震診断により、施設の強靱化のほか、健全な経営が維持できるよう将来の水需要を予測し、施設のダウンサイジングを併せて検討を進めてまいります。

施設整備につきましては、耐震診断の結果に基づいた耐震化計画と併せて更新計画を策定します。さらに、管路の更新も継続して実施することから、必要な総事業費を算定し、将来の収支計画により料金改定を検討してまいります。

下水道事業につきましては、平成20年4月、平均10%の料金改定を実施しております。下水道の水需要は、水道事業と同様に節水機器の普及や人口減少が進めば水需要の減少が加速され、料金収入の減少をもたらします。また、当町と一関市の公共下水道の終末処理場を岩手県の流域下水道が担っておりますが、その施設の老朽化対応や維持管理費の増加も見込まれることから、県の更新計画も考慮しながら、使用料の改定を検討してまいります。

次に、マイナンバーカードの普及状況についてのご質問がありました。

国では、マイナンバーカードの普及促進のための取り組みとして、国民の利便性の向上や安全性に対する理解の促進に向け、あらゆる広報媒体を通じて積極的に周知活動が行われているところであり、また、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化や、マイナンバーカードの未申請者に対して申請書を郵送するなどの普及対策により、当町の申請件数も増加してきているところであります。

当町のマイナンバーカードの申請状況につきましては、令和4年2月末現在で申請受付件数は2,405件で、人口比率が32.8%、そのうち交付件数は2,089件で、人口比率が28.5%となっております。昨年度の同時期と比べ822件の増加となっております。町でも行政サービスの効率化と利便性の向上などを推進していくために、第6次平泉町総合計画の情報環境の充実を図るため、マイナンバーカードの取得率を令和元年度の現状11.4%から目標年度の令和7年度には45%まで向上させることを目標指標として掲げており、現在、国や町の普及促進の施策により、目標値に向けて順調に推移しているところであります。

今後は、国が進めるカード未取得の後期高齢者に対するQRコード付きの交付申請書の送付などの普及対策と連携した取り組みを進め、マイナンバーカードの取得率向上を推進してまいります。

次に、保険証と免許証のひも付けの詳細とポイント付与についてのご質問がありました。

まず、保険証のひも付けにつきましては、令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保

険証利用の本格運用がスタートしており、専用端末を導入している医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードが保険証として使えるようになっております。保険証とひも付けることにより、転職や結婚、引っ越し等の場合でも新しい健康保険証の発行を待たずに保険者管理の手続が完了次第マイナンバーカードで医療機関等を受診できるようになります。また、自分の特定健診や薬、医療費の情報が確認でき、これらの情報については、患者の同意を得た上で医療関係者に提供し、よりよい医療を受けることができるようになります。

ポイント申込みと付与の開始時期につきましては、令和4年6月頃と公表されており、手続することで対象となるキャッシュレス決済サービスに7,500円相当のポイントが付与されることになっております。

免許証とマイナンバーカードのひも付けにつきましては、デジタル庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を公開し、基本的な5つの施策の中で、運転免許証とマイナンバーカードの一体化を令和7年3月末までに実現すると定めておりますので、今後、具体化されてくるものと思っております。免許証としての機能をマイナンバーカードに登載することにより、免許更新時の書類提出や講習のオンライン化の実現、引っ越し等で住所が変更となる場合、市町村窓口でマイナンバーカードの住所を変更するだけで手続が完了するなど、煩雑な諸手続が簡略化されるメリットがあります。

次に、銀行口座とのひも付けに関して住民の不安の軽減策についてのご質問がありました。

銀行口座とマイナンバーをひも付ける「公金受取口座登録制度」は、給付金などの受取用としてマイナンバーとともに国に金融機関の口座情報1人1口座を任意で登録するもので、想定されている給付金は児童手当や年金、所得税の還付金などが挙げられております。この口座の登録につきましては、令和3年分の確定申告と併せた登録が令和4年1月4日から既に始まっており、一般向けの口座のひも付けは令和4年6月頃の運用開始が予定されております。

なお、口座登録につきましても、7,500円相当のポイントが付与されることになっております。

マイナンバーは個人情報と密接に結びつくため、様々なセキュリティー対策や安全管理措置が取られております。例えば、本人確認の徹底や独立性の高い個人情報保護委員会による監視、監督など、マイナンバー法に基づく制度面での保護に加え、個人情報の分散管理や情報連携にマイナンバーそのものを利用しないなどといったシステム面での対策も取られております。また、マイナンバーカードのICチップ内にはプライバシー性の高い個人情報は記録されておらず、カードそのものにもセキュリティー対策が施されておりますので、例えば、カードを落とし紛失した場合であっても、そのカードから即座に個人情報が流出し、悪用されるといったことはありませんので、こうした安全性につきましても周知することによってマイナンバーカードの取得を促進してまいりたいと考えております。

次に、住民票等交付コンビニシステムとマイナンバーカードについて、どのようなことがいつからできるのかについてのご質問がありました。

マイナンバーカードによる住民の利便性の向上や行政手続きの効率化など、多目的利用の一環として、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用した住民票や税



証明の各種証明書を交付する体制の整備を令和4年度に実施する予定としております。この整備により、マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストア等での各種証明書の取得が可能となるほか、利用時間についても、庁舎での窓口受付時間と比べ大幅に拡大されます。現段階では、戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明の交付を検討しており、町民の皆様が利用しやすい行政サービスの提供につながるよう、令和5年3月の稼働に向けて準備を進めてまいります。

次に、SDGs持続可能なまちづくりに関連し、ごみの削減状況と削減計画の進捗状況についてのご質問がありました。

第6次平泉町総合計画の基本目標5「環境と調和した快適で美しいまち」の基本施策の環境保全の推進において、ごみの減量についての目標指標として「1日1人当たりの生活系ごみ排出量」を令和7年度に500グラムとすることとしております。「1日1人当たりの生活系ごみ排出量」は、基準年度の令和元年575グラムと比較し、令和2年度が577グラムで微増になっており、令和3年度においては4月から1月までの速報値の平均値で588グラムと増になっているところであります。ただし、令和3年度の数値は年度途中の平均値であるため、過年度の傾向から、年度末に向けて下がっていくものと推測されます。

令和2年度及び令和3年度にかけては、令和元年度と比較し生活系ごみ排出量が増加しているところではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自宅待機や活動自粛に伴い、家庭内での不用品の整理により不燃ごみや粗大ごみが増加し、全体の排出量が一時的に増加していることが要因として考えられます。一方で、可燃ごみの排出量は減少傾向にあり、生ごみの減量に係るチラシによる啓発や県事業を活用した町内小中学校の児童生徒全員に配布した生ごみの水分を減少させるグッズによる活動の取り組みが減量につながったものと考えております。さらに、資源ごみにおいては、人口の減少によりごみ全体の排出量が減少する中、ほぼ横ばいで推移してきているところであり、資源化率が上昇していることを指し、町民一人一人の分別意識が高まってきているものと認識しているところであります。

次に、再生可能エネルギー利用、省エネルギー化の具体的な推進についてのご質問がありました。

再生可能エネルギー利用につきましては、令和4年度より新規補助事業として「平泉町住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付事業」を展開し、住宅に太陽光発電設備及び蓄電設備を設置する場合に要する経費に対し、対象設備ごとに限度額10万円、合計で最大20万円の補助金を交付し、町内の再生可能エネルギー設備の導入促進を図ってまいります。

省エネルギー化につきましては、平成26年度より実施している「平泉町住宅用高効率給湯器導入促進事業補助金交付事業」において、令和4年度より新たに対象機器としてヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、通称エコワン及び燃料電池コージェネレーションシステム、通称エネファームを追加し、住宅に高効率給湯器を設置する場合に要する経費に対し、対象機器ごとに最大5万円の補助金を交付し、これまで以上に省エネルギー設備の導入促進を図ってまいります。

また、ひらいずみ地球温暖化対策協議会と連携し、地球温暖化対策の緊急性やそのために再生可能エネルギー利用や省エネルギー化が重要であること等について、町芸術文化祭におけるコー

ナー展示や全戸配布される会報等を利用しながら、啓発活動を継続して実施してまいります。

次に、SDGs未来都市に取り組む考えについてのご質問がありました。

SDGs未来都市につきましては、SDGsの理念に沿った経済、社会、環境における優れた取り組みを提案する都市が選定されるものとなっております。本町では、町の最上位計画である第6次平泉町総合計画において、持続可能なまちづくりに向けた各種施策を推進することによって、SDGsの目標達成につなげるものとして一体的な推進を目指しておりますので、今後、町民の皆さんにも身近な取り組みなどを周知しながら町全体で取り組んでいきたいと考えております。

現状においては、取り組みが始まったばかりでありますので、こうした取り組みを重ねながらSDGs未来都市に選定されるような取り組みに発展させたいと考えております。

次に、デジタル田園都市構想についてのご質問がありました。

デジタル田園都市国家構想につきましては、昨年11月に国においてデジタル田園都市国家構想実現会議と同推進本部をそれぞれ設置して、地方のデジタル化を進めることで地域課題を解決し、地方と都市の双方を豊かにしていくとして、本構想の実現に向けた取り組みを進めているところであります。当町においては、新年度で県南地域の市町村及び一部事務組合を含めた中で、「競争入札参加資格審査申請システム」を共同で整備することとしており、この事業にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したいと考えております。自治体DXの推進を含めて、社会全体のデジタル化は避けて通ることができないと考えており、デジタル田園都市構想につきましても、地方創生の推進の一環と捉え取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

次世代を担う子供たちへのSDGsに対する教育方針についてご質問がありました。

学校教育は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」に位置づけられ、教育が全てのSDGsの基礎であるとされています。当町においては、持続可能な社会の担い手を育むESDを踏まえ、「平泉学」を推進してまいりました。このESDの推進を通じてSDGsのゴール「質の高い教育」に貢献するだけでなく、SDGs全体の基盤にもなると考えております。また、これらの経緯により、現代の課題の重要性を児童生徒が認識を深め、様々な教育活動を通してより主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育むことが期待されます。

このような考え方の下、各学校の教育活動をSDGsの視点と関わらせながら推進しているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

大変丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、水道について伺ってまいります。

水道事業は独立採算となっており、原則ではありますが、町民の水道料金で運営されています。人口減少に伴い、給水量が減少、水道事業の収益が減少することにより経営状況は厳しくなっていると思います。そのことにより、施設の更新などの投資が行えないなど、水道施設の維持管理が適時行われているかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

人口減少によります給水量の減少に伴いまして収益の減少が起きるとするのは当然でございますが、水道水の安定供給を図るためには、やはり、施設の維持管理をしていかなければならないと。ということは、修繕による延命化など、あとは施設の更新などが必要になってくることは当然でございます。

現在もやっておりますし、あとは、施設の更新につきましては、先ほど答弁にもございましたように、町の総合計画と水道事業基本計画、水道ビジョンですけれども、これによりまして更新事業を実施してきているところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

確実に更新事業を続けてもらいたいと思います。

水道管路は法定耐用年数が40年となっておりますが、漏水等の事故管など、水道サービスの低下がないか伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水道施設も、創設から57年を経過してございまして、水道管の耐用年数である40年を超した老朽管が年々増加傾向にございます。現在、更新事業を行っておるわけなのですが、更新の考え方といたしましては、耐用年数の超過した管路、あとは漏水事故が発生する管路、あとは塩ビ管の管路を優先的に铸铁製に更新しているというような順位で進めているところでございます。突発的な漏水事故で水道利用者のサービス低下を起こさないように、計画的な更新を実施してまいります。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、水道施設の再構築についてですが、集約化や効率化を図り、持続可能な施設の再構築が必要だと思います。厚生労働省が平成21年7月に、水道事業におけるアセットマネジメント、資産

管理に関する手引きを作成、実践のための簡易支援ツールも平成25年6月に公表しておりますが、平泉町の取り組みについて伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

当町の水道事業のアセットマネジメントにつきましては、平成28年度に実施しております、将来的な更新需要と費用についてシミュレーションを行っております。その中で、その結果ですけれども、水道施設の集約化と効率化を図ることは重要ではありますが、既に集約化した施設の廃止等実施している窟水源とか、窟の配水池、あとは、長島西風のポンプ場、配水池を廃止しております。

今後、集約を見込める施設は、地理的な条件とか、費用の面からなかなか難しい状況であるという結果に至っておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

有効な対策の一つが、水道事業広域化だと思いますが、広域化についての考えをお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水道の広域化につきましては、人口減少に伴う水需要の減少、あとは、施設の老朽化、あとは、技術職など人材不足等によりまして、水道事業が直面する課題に対応するというところで、全国的に広域化を検討している状況でございます。これは、厚生労働省、総務省を交えて、市町村の区域を超えた広域連携を推進するために、都道府県において、水道事業広域化推進プランを策定するよう要請を受けておるところでございます。それによりまして、岩手県におきましては、平成28年度に岩手県水道事業等広域連携検討会を設立いたしまして、当町におきましても、その中で広域化についての検討をしてきているところでございます。

当町の場合は、県内を5つのブロックに分割した中の県南広域ブロックに属しております、ハード面、ソフト面、広域化で対応できるものはないかについて、今現在も検討を進めてきているところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

クリーンセンター、浄水場、ポンプ室が建築から30年以上経過していると思いますが、定期的な点検、修繕及び更新状況についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず、水道施設につきましてですが、浄水場、ポンプ場につきましては、専門業者による点検、保守点検を年に2回行ってございます。そのほか、浄水場につきましては、毎日巡視をして点検をしているところでございます。

あとは、保守点検報告書によりまして、機器類、設備類に緊急を要する修繕が必要だという機器等ある場合には、そちらのほうは緊急修繕工事のほうでその都度対応しているところでございます。

下水道につきましては、長島クリーンセンターについてはまだ供用して20年ほどではございますが、処理槽の中の防食処理とか、ブロワーの更新などは行っているところでございます。あとは、小型のマンホールの中にあるポンプは耐用年数が短いものですので、抵抗値が下がるというか、故障というか、使えなくなった時点で交換、もしくはオーバーホールをして対応しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、水道工事後の路面復旧と道路改良工事を計画的に一緒に行うことによるコスト削減についての状況をお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

他事業との計画と同時に進めるということではございますが、まず、国道につきましては、国土交通省さんのほうで道路工事調整会議というものを実施しておりまして、占用者一同に路線ごとに事業を出して整備年度の年度間調整を行って実施しているところでございます。

県道につきましても、改良計画がある路線については、その都度県のほうに協議をして進めております。最近では、県道の14号一関北上線の改良計画があることから、打合せを行いながら水道管の更新工事の計画を立てているところでございます。

町道におきましても、当然ながら、道路改良等の計画がある場合には、調整を図って実施しております。最近行ったのが町道祇園線への上下水道管の埋設ということで調整を行っているところでございます。

あと、ほかの占用者との協議ということでは、長島地区のほうで、かんがい排水のパイプの入替えがございまして、それと併せまして水道管の入替えも行った箇所がございまして、その部分の舗装の本復旧に対しましては、費用負担協定を締結いたしまして、それぞれの費用割合を決めてコスト縮減を図って実施してきているところでございます。

いずれ、上下水道工事实施する際には、道路に埋設するものでございますので、道路管理者の許可が必要ということで、その中でいろいろ調整させていただいているというところでござい

す。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、水道法第4条の51項目の基準に基づいて水質検査をしていると思いますが、その中の一つ、残留塩素について、水道水の消毒と送水中の殺菌のため塩素を投入しますが、国の基準は1リットル当たり1グラム以下となっております。自治体によりばらつきはあるようですが、平泉町の値はどのくらいか。塩素は空気に触れると蒸散する性質があるため、投入場所に近い家庭では、菌はないがカルキの強い水、遠い家庭では、菌の不安はあるがカルキの少ないおいしい水ということになるかと思えます。安心でおいしい水についての考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水道法で定める水質基準の残留塩素濃度につきましては、1リットル当たり0.1ミリグラム以上となっております、水質管理目標値といたしましては、1リットル当たり1.0ミリグラム以下となっております。各浄水場での残留塩素濃度につきましては、1リットル当たり0.5ミリグラム程度で管理しております。末端の各家庭の給水栓では、1リットル当たり0.2から0.3ミリグラムとなっております。

管理方法におきましては、浄水場においてはシステムにより24時間監視と、末端におきましては末端の方に委託を行いまして、毎日測定をしていただいております、1リットル当たり0.1ミリグラム以下が計測された場合には連絡をいただくようにしておるところでございます。

水道法によりまして、塩素による滅菌が必須となっていることから、1リットル当たり0.1ミリグラム以上、0.3ミリグラムまでの間で、その数値で確保できるようにすることで、安全で安心な水が利用できるというふうに町としては考えておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

水道料金で賄うことが基本だと思います。しかし、今後も料金は高くなると予想されます。安心安全なおいしい水のために、コストがかかるということを上下水道便りなどで周知していくことが大切だと思います。

次に、マイナンバーカードについて。

先日、張り切ってマイナンバーカードを持って役場に印鑑登録証明書を取りに行ったところ、窓口から、印鑑登録証での発行ということで、印鑑登録証を持って翌日出直した人もいたようです。

マイナンバーカードについて、いつから何ができるようになりますというような周知が必要だと思いますが、周知の方法と時期について伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現在、印鑑登録証明書の交付につきましては、役場の窓口においてのみ行っているものでございます。町ではマイナンバーカードと印鑑登録証は連携されておりませんので、印鑑登録証明書が必要な方につきましては、窓口で申請書を書いていただき、印鑑登録の際に発行している印鑑登録証を提示していただく必要がございます。

なお、来年度整備を予定している住民票等のコンビニエンスストアの導入後におきましては、マイナンバーカードが本人確認となりますので、コンビニエンスストア等の、現在でございますが、全国約5万6,000店舗におきまして設置されているマルチコピー機を各自で操作し、全国のコンビニエンスストアで各種証明の交付を受けることが可能となる予定でございます。

現段階では、戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明書の交付を検討しておりますが、印鑑登録証明書につきましては、先ほど申し上げたとおり、役場窓口での申請ということに、現在はなっております。

なお、マイナンバーカードを使用したコンビニエンスストア等での各種証明書の交付サービスにつきましては、先ほどお話ししたところでございますが、来年度3月頃の開始を予定しております。そこで、その周知につきましては、広報とかホームページ等を利用して住民の皆様等に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

この手続き、マイナポータルですか、手続きが分からないで利用できずにいる方々がいると思います。マイナポータル支援窓口の開設などを希望いたしまして、次にいききたいと思います。

SDGs 関連についてですが、リサイクルや分別の3Rなど意識啓発を促し、資源化と減量化を図る促進状況について伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

各地区での分別講習会においては、分別の3R、リデュース、リユース、それから、リサイクルといった運動について啓発活動を行っており、また、有価物の集団回収に対しましては助成事業により資源化の促進を図っているところでございます。

先ほど町長が答弁したとおり、可燃ごみの中で生ごみの占める割合が高いことから、生ごみ減量啓発チラシの作成や回覧、さらには、町内の小中学生、児童生徒を対象に、生ごみ減量グッズの配布等を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、フードロスの一つ、子供たちの給食の食べ残しについて、有機肥料にして花壇へという話もあったようですが、現状について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

まず、給食の残食について、小学校の管理栄養士の先生とか調理員さんに状況を確認しましたがけれども、今のところ、食べ残しはほとんどないと。以前あった子供さんについても改善が見られていると。それといたしますのは、食育の取り組みとしては基本的に好き嫌いせずに残さずに食に感謝して食べるというようなところを基本にしながら、調理員さんも食育に携わって、子供たちとコミュニケーションを取りながら、残さずに食べましょう、頑張れというような、応援しながら、そういう、誰が作ったかが分かるような関係性を大切にしながら取り組んでいるというようなところ です。

仮に残食があったときのコンポストというようなことに関しては、学校にそういう設備がありませんので、今後、そういう残食が増えるような場合、あるいは、それをどう処理するかということに関しては、また改めて学校と協議して、検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

稲葉議員、残り時間が11分ありますが、午後引き続きやりますか。

暫時休憩といたします。13時より再開いたします。

---

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

午前に引き続き、通告6番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

それでは、質問を続けさせていただきます。

答弁の中でSDGsの理念に沿った経済、社会、環境の取り組みとありましたが、その経済について伺います。

当町は文化遺産の町であり、日本有数の観光地であります。平泉町の観光商工振興について見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。



観光商工課長（八重樫忠郎君）

SDGs の考え方ですけれども、持続可能な社会をつくっていくということなわけですけれども、その中で大きな障害になるのが、今日も何人かからのお話あった人口減少の問題にはなってくるかなとは思っています。それで平泉町に限らずですけれども、全国の市町村でやはり知名度アップというのは非常に重要なことなのだというふうには考えています。近年では、観光客とか、多分出張などの様々な交流する人口のことを交流人口と呼んでいますし、さらにはそれよりももう少し関係の薄い、たまたま名前を知ったとかそういうことを関係人口という言い方して、少しでもそういう人たちが増えることが少しでも人口を増やしていく、もしくは減らすことを少なくするというふうには考えられています。その中では、当町は世界遺産にもなっていますし、町長が申し上げたとおり、様々な遺産にもされておりまして、知名度という意味ではほかにはない勲章を持っているというふうには考えています。これらは今現在僕らが成し遂げたものではなく、先人から引き継いできたものではございますが、それらを今後も観光等に生かして、人口減少とかそういうものをできるだけ防いでいきたいというふうには考えております。

昨年ですか、中尊寺や毛越寺を閉めたことによって、観光というものがかなり商工にも影響を与えるということが肌をもって感じたところですけれども、今後もそういうことのないように観光というものにもっと力を入れて、この知名度を生かして様々な施策を展開していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

平泉は日本の宝、世界の宝だと。文化を生かした施策をさらに進めていただきたいと思います。それでは、最後の質問になります。

平泉学も素晴らしい取り組みと思いますが、17のゴールと169のターゲット、項目があります。広い範囲についても取り組み、広い視野で様々な問題について考えていくことも必要ではないかと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

ご指摘ありがとうございます。

SDGs の4番目の視点として、「質の高い教育をみんなに」という項目があるのですが、先ほどの答弁の中では、その4番目の中であったESD、つまりEDUCATIONのこと、それで実施している平泉学を中心とした答弁というふうになりました。実は日常の教育活動の中で、各学校ではSDGsの理念や思いに関わった教育を実際に今、実施しております。各学校では、今、学年ごとにどのような教科でどのような単元でSDGsのどの項目が当てはまっているのかということに関連づけまして年間計画をつくって、指導を今進めている段階でございます。そうしながら、SDGsのために新しく何かを取り組むというよりも、今ある教材の中でどのよ

うなSDGsが関連していくのだろうかということ意識づけて指導を行っていることでございます。ですから、特にも平泉学については、ESDのところで中心的に行うわけですがけれども、全ての日常活動で教育活動で今まさにSDGsの観点に沿って学習は行われているということはお説明したいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

学びには終わりはありません。学び続け深めていくことが重要だと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで稲葉正議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

その場で休憩をお願いします。

---

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時08分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告7番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告7番、日本共産党の三枚山光裕です。

4つの項目について質問をいたします。

第1点は、復興庁が作成した「ALPS処理水の学校へのチラシ」の学校への配布指示の対応について伺います。

今年1月中旬に平泉町の小学校、中学校の1年生向けに復興庁とエネルギー庁の連名で、「ALPS処理水チラシ」が町・教育委員会に連絡もなく一方的に送られてきました。今回の事態についての認識を伺います。

第2点は、水田活用の直接支払交付金の見直しについてです。

農水省は、水田活用の直接支払交付金の見直しを決めました。その内容は、1つに、今後5年間水稲作付しない農地は2027年以降交付対象としない、2つに、多年生作物、牧草は収穫のみの場合は現行3万5,000円、10アール当たりですがけれども、それが1万円にと減額、3つ目には、飼料米などの複数年契約は2022年産から加算措置の対象外となる、2020年、2021年産の契約分は10アール当たり6,000円加算に半減などとなっています。平泉町への影響はどうか、認識と対応

について伺います。

第3点は、農業機械等への購入に対する支援策についてです。

営農継続にとって農業機械は重要な役割を持っています。しかし、少なくない農家は現在所有する農業機械が寿命を迎えた場合、農業をやめると考えています。農業懇談会などで私自身も何度も耳にしました。農業機械等の更新する費用への支援が必要と考えます。町の考えを伺います。

第4点は、保育士・幼稚園教諭等、放課後児童支援員等、福祉・介護職員等の処遇改善についてです。

政府の令和3年度補正予算では、保育士・幼稚園教諭、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業ですけれども、それから、児童クラブ職員や福祉・介護職員の処遇改善、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業などが盛り込まれました。町の保育所や幼稚園では会計年度任用職員が、また、児童クラブの支援員も対象になると考えられます。また、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金は、町内の民間事業者の福祉・介護職員等が対象となります。それらの事業について、町の具体化、実施状況について伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、復興庁が作成した「ALPS処理水チラシ」の学校への配布指示への対応についてのご質問がありました。

ALPS処理水は東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける汚染水を複数の装置で処理して、最終的にALPSという多核種除去設備に通して、トリチウム以外の核種をほとんど取り除き、環境中に放出してもよいとされる法令の基準値以下の処理水であります。政府はこのALPS処理水の海洋放出を昨年4月13日に決定し、東京電力には2年程度後を目途に福島第一原発の敷地から放出する準備を進めることを求めるとしております。

こうした中、先月、文部科学省が全国の小中学校に「ALPS処理水チラシ」を配布しているということが報道で明らかにされたところであります。県議会では、昨年4月にいち早く国に対し、海洋放出について十分な説明と慎重な対応を求める意見書を提出しておりますし、岩手県町村会としても、水産業を初め関係団体や関係市町村、住民の理解が得られるよう、十分な説明を行うとともに海洋放出によらない新たな処理・保管方法も含めて、国の責任において検討する決議を採択し、先月中旬に国に対し要請したところであります。

したがって、こうした状況下で十分な説明のないままに、町や教育委員会に一切の連絡がない中で「ALPS処理水チラシ」を直接学校に送る行為については不適切な対応であったと認識しております。

教育委員会の認識については、後ほど教育長が答弁をいたします。

次に、水田活用の直接支払交付金の見直しについてのご質問がありました。

一関地方農業再生協議会と連携しながら、適地適作を基本として水田活用の直接支払交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持、拡大を図ることを方針として取り組んできたところであります。

しかしながら、令和4年度農林水産予算概算決定の主要事業概要より、主食用米からの転作を促すため、農家に支払ってきた水田活用の直接支払交付金の見直しの方針が示されたところであります。この急激な見直しは主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、多年生作物等といった転作作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画の変更も迫られるなど農業経営へ及ぼす影響は計り知れないものがあります。

交付金の対象とならない水田は、農地集積が進まず、耕作放棄地の増加の要因になり、離農する農家が増加するおそれがあるなど、本町の水田農業の崩壊につながりかねません。また、突然の制度見直しに同交付金を活用してきた農家に戸惑いが広がっております。

したがって、今回の見直しは政府の方針に応じてきた本町にとって非常に厳しいものであり、町として国会議員に課題と現状を訴えてきております。また、岩手県町村会におきましても、水田活用の直接支払交付金の見直しを撤回することを主旨とした決議を採択し、国に対して要請したところであります。

改めて各関係機関や団体連携の下、国に対して、農家が今後も安定的に営農活動が続けられるような制度を確立するよう強く求めてまいります。

次に、農業機械等の更新費用等への補助についてのご質問がありました。

2020年の農林業センサスによりますと、当町の農家数は5年前から15%減少の819戸、農業従事者数は5年前から22%減少の1,069人と離農が進んでいる状況にあります。離農の理由としましては、高齢化が原因の多くを占めていると考えておりますが、中には経営困難により農機具の更新時に離農した方もおり、離農抑制対策は重要な課題と捉えております。

そこで、認定農業者や新規就農者など担い手に対して、国及び県の補助事業や農業制度資金により農業機械導入の支援をさせていただいております。また、農水省では農機・施設の導入費を半額補助する担い手確保・経営強化支援について、農家が活用しやすくなるよう要件を見直し、担い手以外の方でも市町村が地域の農地を継続的に利用すると認めた農家の方も対象になり、最大100万円補助を受けることが可能になったことから、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するためにも本事業を実施し支援してまいります。

次に、保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員等、福祉・介護職員等の処遇改善についてのご質問がありました。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金につきましては、国が実施する事業で新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度、月額9,000円引き上げるために必要な経費を補助する制度となっております。

申請に当たっては、事業所から県に対して計画書の提出が必要となっており、2月分からの賃

金改善を行うことが交付要件となっております。町内の実施状況といたしましては、福祉・介護職員が勤務する職場の1法人で制度開始の2月給与分から賃金改善の実施をし、提供しているサービス区分に応じた交付率に基づき、岩手県に交付金の申請をしている状況であります。また、当町の児童クラブの運営委託団体の「すぎのこクラブ」及び「たばしね児童クラブ」に対しては、今回の補正予算関連の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用し、この2月から支援員等の賃金を上げ、処遇改善が図られるよう運営委託団体と協議をして進めてきたところでありませぬ。

なお、保育士・幼稚園教諭につきましては、平泉町一般職の職員の給与に関する条例において適正に定めておりますことから、これまでの給与条例の改定の経緯や他市町村の動向等を踏まえ、今回は見送ったところであります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、町内の小学校、中学校の1年生向けに復興庁とエネルギー庁の連名で「ALPS処理水チラシ」が町・教育委員会に連絡なく送られたことに関する質問にお答えいたします。

経過としましては、昨年12月、県教育委員会事務局から放射線に関する科学的な知識を身につけ、理解を深めるための指導の一助として活用するよう、小学1年生用、中学1年生用それぞれの放射線副読本の冊子が学校へ直接配布される旨の通知があり、本町においては、本年1月中旬に各学校に配布されたところであります。その際、小学校には経済産業省資源エネルギー庁の「復興のあと押しはまず知ることから」のチラシが、中学校には復興庁の「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」のチラシがそれぞれ同封されておりました。通常、資料が国から配布される場合は、教育委員会に事前に通知がありますが、今回のALPS処理水のチラシに関しては、通知がありませんでしたので、議員のご指摘により初めてその事実を確認したところであります。

各学校での活用状況ですが、長島小学校では既に児童に配布しましたが、平泉小学校及び平泉中学校ではまだ保管している状況です。ALPS処理水の海洋放出に関しては、様々な考えがあることを踏まえ、今回の配布については事前に町・教育委員会に情報提供するなど、国から丁寧な説明があってもよかったのではないかとおぼいます。こうしたことを踏まえ、今後、教育委員会を経由しない学校への配布物があれば、活用について十分協議の上、慎重に取り扱う必要があると考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

2月2日、高橋拓生議長が議会の総意として、青木町長、吉野教育長と懇談、議会としてALPS汚染水チラシについて申し入れをいたしました。町・教育委員会とも私たち議会と同じ立場でし

た。町・教育委員会の今回の対応は正しかったというふうに思います。そういうところで今回のこの県内あるいは東北、全国的にもこういうことが行われたというふうに聞いておりますし、新聞報道でもされてきました。この問題はただ単に連絡なく送られてきたということにとどまらない、私は3つの問題があるのだらうと思うのです。1つは、地方自治の問題。憲法上の問題だと私は思います。それから、教育的な問題。それから、道義的な問題の3つだと思います。

それで、やはり小中学校の運営というのは平泉町、それから平泉町の教育委員会が直接行っているということで、これは地方自治法の中でも、あるいは教育基本法の中でも明確になっている問題であります。1946年、教育基本法は今変わりましたが、当時公布された教育基本法というのは、国家によって教育が戦争の道具となった反省の下につくられました。憲法の中には、第8条に地方自治ということが書き込まれ、その下に地方自治法で市町村だけではなくて、私たち議会もその中で設置をされているものであります。国との関係では上下関係ではなくて、現場対等平等協力の関係というのが基本で、地方自治体が行う仕事、国の仕事を地方自治体が代わってやる部分と2つたしか地方自治法に指定されていたと思います。ですから、こういうところで町長や教育長が知らない間に学校に直接送るということは大変大きな問題だったというふうに思います。

それから、教育上の観点ですけれども、チラシそのものの問題ですけれども、トリチウムを飲む、そういう絵が入っていました。大丈夫という、飲んでも、トリチウムをね。これはいろいろトリチウムの基準の問題と、それから、まだ科学的に知見といいますか、しっかりとしていない部分もあるわけですけれども、ただ今回のそれ自体が問題だし、それからトリチウム一般ではなくて、今回は福島原発事故のトリチウム汚染の問題だということでもあります。

そして、道徳的な観点といいますと、このALPS処理水、先ほど町長の答弁にもありました。岩手県でも沿岸各地からもこの問題はとんでもないという声も上がったし、福島の人たちあるいは漁民との関係で流さないというふうに約束したわけですよ。それを一方的に破って国が決めたという点で、道徳道義的なことからこれは問題だというふうに思います。真理と正義を学ぶという教育の場にこうしたことと反するようなことが持ち込まれたということは、非常に幾重にもこれは重大な間違っただけというものだというふうに思います。

いずれ今回、町・教育委員会はしっかりと対応を取ったわけですけれども、やはり今後ともそうしたことを踏まえて、単に知らないうちにチラシが来たということにとどまらないで、やはり一緒に副読本が来ていました。これ自体は国からしっかりと連絡があった、言わば正式なルートだったわけですけれども、チラシ自体は復興庁とかあるいは資源エネルギー庁ということで、やっぱりこの原発の復興という立場からの実は早くこれを終わらせたいという意図もあるのかもしれませんが、そうした立場からのものなのですね。やはりそれはそれで全くこれは別の教育と、別問題だらうと思います。いずれそんなことも踏まえながら、今後ともしっかりと対応してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

しっかりと対応してまいります。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、次の水田活用に移りたいと思います。

今回のこの事態、北海道ではいろいろ試算もされているようです。それで、この当町において、いわゆる東磐井とかホールクロップというんですか、牧草関係とか多分あっちのほうは多いのだと思うのですけれども、それともまた違う稲作が多いという当町にあって違うとは思うのですけれども、町として影響額とか、あるいはこのぐらいの面積がこの新しい農水省の方針でいった場合に影響といたしますか、関わってくるという何かそういったところはつかんでいるのでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

町内の影響額ということですが、令和4年度の影響額として算出しております。また、その算出に当たりましては令和3年度の見込額での算出を行っております。

まず、多年生牧草の交付額につきましては約940万円ほど、面積では27ヘクタール、59農家をご活用いただいております。それが全て収穫のみとなる場合、10アール当たり単価が3万5,000円から1万円に減額となりますので、約670万円の減額となります。

次に、飼料用米、複数年契約になりますが、約510万円の交付となっております。面積は約42ヘクタール、8農家が活用していただいております。6,000円の加算がなくなりますので、単純に半額となりますので、約255万円の減額となります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

きちっと調べていただいて本当に感謝したいなというふうに思います。いずれにせよ、600、700万円近くというか、なるわけですけれども、この件については、一関市では農業委員会が2月25日に意見書を上げ、一関市議会でも今議会に複数の農事法人などから請願も出されているようです。町としても今後ともきちんと安定的に営農ができるようにということで強く求めていくと言われました。いろいろ町村会とかいろんな機会を通じながらやっているわけですけれども、その繰り返しというのかな、常に声を上げていくということが大事だと思うのです、その辺はしっかりとお願いしたいし、それでもう一つなのですから、米価が今年、新年度、目の前ということの中で引き続き厳しいと。一方でいわゆる米余りなのですから、結局農家に減反を押し付けるというやり方なのですね。量が多いから減らせばいい。ずっとこの水田活用でも

結局農家にしわ寄せと。減反という形でも農家にしわ寄せということになっています。これでは本当に農家、実際年を越え、去年あたりから米はもうやめようかという話も方々で聞いています。そうなると、引き続き支援策というのにも必要だと思うのですが、その辺についてはどういうふう  
に考えているか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

この見直しの問題につきましては、全国各地、各団体・機関で問題視しているところであり  
ます。これについては、町としても引き続き要望、請願等はしていきたいとは考えておりますが、  
いずれ農林水産省といいますか、大臣の考えとすれば、見直しは白紙に戻さないとは強くお答えし  
ているところでもあります。ですので、全国で声を上げてこの問題については見直しを求めていき  
たいと考えているところでもあります。

また、5年間で水張りをしない場合、交付金が交付されなくなるということでもありますので、  
もう転作をやめて水田に戻すということになるのは考えられるわけでもあります。そうしますと、  
今、生産目標に向けて取り組んでいるものが全て根底からひっくり返るということも考えられま  
す。当然生産目安を守らず、米の拡大が広がれば、また米の価格というのは下落するということ  
も想定されているわけでもあります。ですので、その状況を見ながら、国の判断等もありますが、  
町としてその問題については適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、周りから、「水たまんねえべど」という話がありましたし、やっぱり長年畦畔いろいろ問  
題があって、では水田に復元できるかといえば、そうは単純なものではないということだと思  
うのです。今、ロシアによるウクライナ侵略、それから新型コロナウイルス感染症もあって、世界  
的な物流というのが以前と違ってきたと。3月になって、町内ではですけども、いろいろ物の  
値段が上がったり、小麦関係とか、全国的なそういう状況になってきていると。

それでなのですけども、今、食料自給率が37%と言われて、米というのは数少ない自給でき  
る作物、食料なのだと思うのですね。そういったことが、これは国がそういう考えを持つかどう  
かにも係る分だと思うのですが、やはり当町にとっても稲作農家大きいわけですから、そういっ  
た点ではやっぱりここ昨年1反歩2,000円の種もみ代、これは種もみとか価格維持というのはな  
かなかできない。だからそういうことなのだということがありましたけれども、やはりそれにと  
どまらないで、何らかの手だてというのは考えているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほどの議員の質問の中でもありましたが、ちょっと修正したいと思いますが、減反政策とい



うのは既になくなっております。それぞれの取り組みで今、県でも特に米に対しては数値目標を設けながら、つまり過剰にならないように数値目標を県下それぞれ地域に目標として定めながら、そしてそれぞれの、ここで言えば一関再生協を軸としながら、今まで取り組んできているところでもあります。

そういった中、今回急遽見直しが図られたということについては、これは再生協の中でも大変議論を呼んだところでありまして、当然今までも既に県、そして県選出の国会議員も通じながら、国にも町村会としても今一生懸命動いているところでもあります。既に届けてもおります。それは国に対してであります、ただ基本的に食料政策は国全体で見直さなければならないというほどなのです。例えば中山間にも今、直接支払制度の中で、それは現況の田んぼを管理してくださいと。そして、それを皆さんで管理しているわけですから、いずれは戻すという方向であったはずであります、今、食料全体的に今回のコロナもありますし、そういった中で抜本的というより根本的に見直さなければならない、そういう時期に、これは国挙げてですが、平泉町の話だけではないのですが、国全体で見直さなくてはならない。まさに食料自給率、先ほど議員もおっしゃったように37%から40%、50%、60%を国独自に食料政策を根本的に見直していかなければならないというふうに考えます。

そんな中で今回いきなり、先ほどお話ありました牧草が3万5,000円、転作で出されていたものがいきなり今度から1万円しか払わないよと。5年後には、5年に1回は水を張ってくださいという、まさに全くそういったことが可能でも何でもない。はっきり言ってやりません。やれない状況であります。そういった意味では、そういった根本的なところから、まずは直していかなければならないし、もう一つは、ある意味では作物ごとに、例えば麦を今後取り付けるにはどのぐらいやると。例えば戸別補償の形で引き続き畜産振興のために牧草をやり、そしてそれを供給する。餌かえの取り組みにはこういうふうにする。やっぱり新たにトウモロコシの子実の大取りにも、国は大分力を入れてきているようですが、それは何かと言いますと、穀物事情が世界的に大変な状況に今出てきているということです。まさに国そのものが食料に関して、農家の方々としっかりと支えていかないと、やれないという状況をもっともっと重点的にやるべきだというふうに思っております。フランスが200%食料自給率あるのが、それは国でしっかりと食料政策をしっかりと抱えているからであります。

先日、知事への要望のとき、私からも直接知事にもさせていただきましたが、若い世代は農業が嫌いで農業をやらないのではない。農業をしっかりと国で支え、それで採算のある農業であれば、農家の若い世代もどんどん取り組むのであると。今行われている第2遊水地内での営農組合での取り組みも、国の支援がなければ赤字になります。そういった部分も含めながら、国にとっても、そして日本国にとっても、農業政策をしっかりと補完してやっていくように、私としてもしっかりと伝えてまいりたいと思いますし、そういった状況を見定めもしながら、町としてもしっかりとその辺は見据えながら、今後さらに検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

農民としてのといいますか、町長、本当に熱い農業に対する思いも、私は伝わったと。本当にそういう点では直接答弁をいただきました。いずれ昨年来、今後の米価の問題などでも議論してきましたが、やはり食料安保ですか、農業というのは本当に国を支えていく基本中の基本だということだと思うのです。町長の答弁も本当にありがたく、私も聞きながら非常に心にとというか、身にしみる答弁でありましたので、引き続き本当に農業を守るためにも頑張っていきたいと。

そこで、次の農業機械のことに移っていききたいと思うのですけれども、全国的にも、国のところでもやっぱりどうしても農地を集約、そして、そういったところには農業機械の補助も出るという形になってくると。それで答弁の中で、担い手の方の個人向けのというか、そういったところで100万円の補助というような今あったのですけれども、これは成果目標というのを常にいろんな補助の仕組み見ますと、農機具なんかでもあるのですけれども、この辺はどうなのですか。

それから、担い手といっても、町内では去年の春先ですか、雪害のときの話だって当時15件ぐらいという話が町内であったような気もしますけれども、実際担い手は町内どのぐらいあって、そして仮に国の制度を利用できたとしても、あるいは成果目標などを設定もあったりするのですか。その辺はどうなるのか伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

この新たな事業につきましては、「担い手確保・経営強化支援事業」と言いまして、今までですと確かに議員承知のとおり、担い手、農家とかが対象になったわけですが、市町村が地域の農地を継続的に利用すると認めた農家が対象となるということで、特に認定を受けているとかという要件はございません。また、農機・施設の導入費を100万円を上限に半額を補助するものであります。これは申請すれば補助を受けられるというものではなくて、申請ごとに低コスト化の取り組みとか、関係者のサポートの有無などをポイントをつけて高い者から予算の範囲内で採択するというものですので、申請すれば全員が補助を受けられるというものではございません。先ほど話ありました、認定農業者は団体、個人含めまして約50組織くらいでありますし、中心経営体は現在登録されている人数で239人となっております。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

そこで、今話あったように、さっきのあの100万の件は私もちょっと勉強してみましたけれども、それでどうしても複数の何件かで共同でそういう支援の制度があったりという、昔からあったのですけれども、やはりなかなかそうすると実際使うときに使いづらいかいろいろあったし、やはり個人でもそういった支援を受けられるということも必要なだろうと。

それから、中古の機械とか何かでもどうしてもやっぱり大きいものになってくると、本当に農

業機械は高いですから、そうしたことも対象にした町独自のそういった支援の制度というのも研究していただきたいと思うのですよ。長野県の長野市、それから滋賀県が多賀町だったと思います。やはり中山間であればいいと。10アール以上というのは多賀町でしたか、とかね。あるいは中古だと、これ規定によって耐用が2年かなんかなければならないとあったと思うのですけれども、いずれそんなことも踏まえていろいろ研究して、そういった国の制度、そこではどうしても対象とならないという農家を使えるような支援の仕組みをつくっていただけないか、まず研究からということではいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

確かに国とか県の助成制度というのは、農業機械等の更新時においてハードルが高いものであり、町単独の助成も検討すべきではということだと思いますが、確かに国の支援制度に頼るだけではなく町独自の支援策の必要性というのは当然認識はしております。ほかの市町村でも更新時に補助、またプラス中山間地で稲作する場合にはプラス幾らとか、さらに何々の作物を作った場合にはプラスアルファとか、いろんなその地域によって独自の支援策を設けているところがあります。町とすれば、農業機械が単に老朽化したから支援というわけではなくて、これによって新たな一歩を踏み出すというような、今後の地域農業を担うべき力強い農業経営体への支援策について検討していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

1月でしたか、私、所属する産業建設常任委員会で農業委員会と懇談をする場でもそんな農機具への支援の話が出ましたし、先ほど言ったとおり、以前から農業懇談会を本当に何度も、今の機械だったらやめるといふのは本当聞いてきました。今、岩渕課長言った分はやっぱり先につながっていくということもそれはそのとおりだと思います。今、担い手というか若い世代が入ってなかなか来られないという、なりわいとして成り立たないという中ですから。今例えば会社勤めを辞めて、60では今辞めないと思うのですけれども、10年、20年ができる。そこがやっぱりつないでいくという点では大事で、やっぱりそのときに今やっぱり機械ないとできませんからね。いずれ検討していただきたいなというふうに思います。

次に移りたいと思いますが、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善について移ります。

国は今回なぜこういった対応をしたのかということの認識はどうでしょうか。ほかの町村の動向というか、今回は見送ったということなのですが、どういうふうに認識しているのか。まず国が今度いわゆる3%、9,000円相当とかということ、公立も入るのだということなのだけれども、その辺は伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

このたびの保育士・幼稚園教諭等の処遇改善につきましては、国のほうから昨年の暮れ、内閣府子ども・子育てのほう、国のほうから通知が来ておりまして、新型コロナウイルス感染症への対応というふうなことと少子高齢化への対応、こういったことが重なるこの最前線において働く保育現場等々の処遇改善のための賃上げというふうなことで、令和4年2月から収入を3%程度、月額9,000円引き上げるためというふうなことを目的としているというふうなことで通知が来たところでありまして。これは介護職場もですし、それから児童クラブ等のそういった施設も対応していく。なお、保育部門においては調理員とかそういった様々な方々につきましても、そういったことでの対応というふうな、そういったことで緊急に12月の暮れですから、そして2月から実施するというふうなことが条件になってございまして、国としては2月から9月までの間にこの補助というふうな中身となっております。なお、10月以降についてもその賃金水準は維持することというふうなことで、ただ国としては補助金は2月から9月までというふうな中身になってございます。

趣旨としてはそういったことでありますけれども、町としては先ほど町長申し上げたとおり、介護職場、民間の職場においては、既に申請をしている事業所は1事業所あるというふうなことです。児童クラブにおいてはもう対応しているということです。ただ町としては、民間の保育・幼稚園施設はありませんので、町営となります。町の場合はご存じのように、平泉町の一般職の給与条例という中で定めておりますので、これまでの賃金改定の中では慎重な対応をしてきているところでありまして、今回のこの通知については急な通知でもあったということもありますので、あるいは県内の動向等々も見ながら見送ったというところでもあります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

いずれ介護関係は県にということで今お話あったとおりののですけれども、そうすると、町とすれば、既に学童のほうは大変喜んでいました。素早い対応を町民福祉課はしたのだなと思ったわけですが、やっぱり私、今も言っている保育の現場、やっぱりいろいろ調べると過酷だという言葉がよく出てくる。やっぱり大変なのです。もちろん介護もそうだと。だから、そして、一般のほかの職種と比べて安いということで、今回こういう方針というか、国がようやくといいますか、手を打ってきたと。9月までは令和3年度の補正だったと思いますが、今10月は交付税措置ですから、なかなかそれはそれでいろいろ当局としては考え方としてあると思うのですが、一応金は出すと言っているわけですよ。

それで、この過酷な職場と言っているわけなのですけれども、地方公務員の場合、途中退職というのは1%くらいだというのが国の資料で出ていました。国家公務員の5%から比べると少ないと。その中で公立の保育所は7.1%、これ平成二十六、七年か。最新、令和2年かなんかでは、それでも6.3%くらいで離職が高いのですよね。調べると、仕事量が多いとか、職場の人間関係というのも結構多いのですけれども、賃金が安いとかとなると、ほかの職種にはない苦勞、

過酷と言われる、それに見合った報酬を出すべきだし、国はそういうところで公立でも出しなさいと言ってきているわけですよ。それなのになぜ国がお金の手当てもするというのにやらないのかということで、もう一度伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

人件費につきましては、これまでも様々な議論があるところでもあります。賃金改定については労使交渉を基本としつつ、国の人事院勧告等の状況等を踏まえて、県内の動向等も近隣市町村のそういった動向も踏まえながら慎重にこれまでも行ってきております。今回、国からこうした形で通知が来たということは、こういったコロナ等の対応というふうなことでありますけれども、やはり今、先ほど議員も申し上げておりますけれども、国と地方は国から指示があったから必ずというふうな状況でもありません。あくまでも対等な立場でそれぞれの地域の状況に応じて、我々は考えていかなきゃならないものだというふうに思っております。今回の補助についても、2月から9月というふうな限定的な形での指示、示し方をされておりますし、それから10月以降については交付税措置というふうなことを議員はおっしゃいましたが、これについてはまだはっきりしていないというふうに私のほうでは認識しておりますので、やはりその状況に応じた形でこの賃金についてはやはり慎重に行っていかなければならないというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

国とももちろん最初の段階であるというの言ったから、そのとおりです。2月17日に内閣府で事務連絡出しています、この問題について。その辺の内容、要点はどうふうになっているかご承知でしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

2月の通知については、私は今現在は存じておりません。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

子ども家庭局というところなどでも出しているのですが、2月17日に事務連絡が来ていまして、実はさっき、今3月です。これは2月中にたしか申請だったと思うのですが、いろいろなかなかいろんな事情、予算議会があつたりとか、急だという話さっきありました。それで延びているのですよね。事情あればいいですよということまで言っているわけですよ。それで、2月17日に簡単に言えば急いでやってくださいと。改めて公立の問題も言っていました。さっき私も会計年度というふうなところでちょっと考えたやつが、今聞きますと五、六十人、保育所・幼稚園で町内、

職員の方いらっしゃいます。それで給食のほうも入ってくるわけですよ。そういう点でやはりここは国でも17日にまた通知を出して、事務連絡よこして急いでやってくださいよということを行っている。それは先ほど来言っている、結局最初言った過酷な労働と言われる中で頑張ってきていると。町長の施政方針演述の中で、子育て支援に力入れていくのだということもありました。そうした中でもそれを支えている皆さんにちゃんと見合った報酬を払うということは大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

職員の給与につきましては、その給与条例の中で定めておりますが、かつては保育職と一般職が違っておりました。保育職のほうには特別な手当を加えて一般職と同等のような形で対応していた時期もありました。その後一般職と同じような給与表を使うことに統一しておりますので、仕事の中身については過酷だとかそういったそれぞれの考えはあるかと思っておりますけれども、今現在コロナのその接種については、職員もワクチン接種のほうに全員が従事しておりますし、やはりいろんな状況に応じてそれぞれその立場の中で全力を尽くすというふうな、これは職員、当然のことですので、それぞれの職場を遂行する中で今定められたルールに基づいて対応していこうというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

さっき一般職と同じということにあって、それに関わってなのですけれども、町の一般職の職員の給与に関する条例というのが、8条というのがありました。任命権者は給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の云々ということで調整額を定めることができるというのが8条にありました。それで、一般職と同じだということであっても特別手当とかに当たるのですかね、ちょっとそこまで私もあまり知識ないのですけれども、そういった対応もできるのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

確かに給与条例の8条にそういった調整額ということについても触れております。いろいろな調整額はあるかとは思いますが、内容等について少し精査して、どういった形がいいのかも含めて、それは必ずその状況に応じて調整額を支給するというふうなものではありませんけれども、ちょっとそういった面については少し検討はしてみたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ちょうどこれをめぐって、先月かな、国会でも議論がありました。先ほど2月21日かなんかの本当は当初の申請というか、その締切りあったのだけれども、その後の国会の議論の中で、3月いっぱいだったかな、いずれ事情あれば認めますよということまで、国会での国との担当省庁等の関係ではやり取りがあったようです。ですから、いずれそういったことも含めて、今もう3月初めですから、条例の制定とかいろいろな理由にはそういうの入るのだと思うのです、その事情があればという中には。ですので、やっぱりこれは国でお金出すと。そして何よりも過酷と。もう7%とか6%とかという、そういった退職の割合が高い職場なのだと。そうやって苦勞して今コロナの中でも消毒も細かくやらずにちゃいけないだろうし、やって苦勞しているところにぜひとも報いていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

2時15分まで休憩といたします。

---

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

町長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、大変申し訳ありませんけれども、訂正であります。

先ほど三枚山光裕議員の答弁の中で、「文部科学省が全国の小中学校にALPS処理水チラシを配布」と述べましたが、「復興庁とエネルギー庁の連名でALPS処理水チラシを配布」に訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。訂正しておわびを申し上げたいと思います。

議長（高橋拓生君）

通告8番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

私の質問は大きく2つの点についての質問でございます。

まず1つは、ご案内のように、全国的な交通事故の情勢は、全年齢層の事故死亡者数が減少傾向にあるのに対して、75歳以上の運転者による死亡事故件数はその占める割合が増加するなど厳しい状況でございます。75歳以上の運転免許保有者数は今後一層の増加が見込まれており、超高

齢化社会が到来した我が国において、高齢運転者による交通事故防止対策は喫緊の課題となっております。本町においても例外ではありません。高齢運転者による悲惨な交通事故の根絶に向けて、警察と関係機関・団体などが緊密に連携を図りながら、必要な対策を検討、推進していかねばならず、その検討に当たっては様々な施策を戦略的かつ有機的に組み合わせて、総合的に取り組んでいるという視点が重要であります。

令和2年で終了した本町の第10次交通安全計画の中においては、高齢者の交通事故防止に対して、一層の高齢者対策の必要性、このことを述べていました。昨年策定された第6次総合計画前期基本計画においては、高齢者の交通安全の確保と対策をそれまでになかった最重要課題の一つとして位置づけ、今までにない取り組みを進めるということが明記をされました。

質問の第1は、高齢者の交通事故減少を目指した運転免許返納者に対する支援策の制度化について伺うものであります。

次に、昨年12月会議において質疑した消防団員の処遇改善のその余の対応について伺います。

消防団員の報酬の見直しは、当局の賢明な措置がなされた結果が令和4年度予算書に示されております。他方、12月会議における答弁の中で、総務省消防庁の通知文書で示された消防団に要する費用の措置に関して、この通知文書内容と答弁が一部乖離していることから、2つについて伺うものであります。

その1つは、消防施設などの予防保全を可能にする財政措置について伺うものです。

2つ目は、消防団運営補助金交付事業の実態と目的に基づいた本来の在り方について伺うものであります。

質問は以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者の交通事故減少を目指した運転免許返納者に対する支援策の制度化について質問がありました。

町内の交通事故発生状況につきましては、平成30年から令和2年の3年間で発生した交通事故件数が44件、そのうち高齢ドライバーが関わる交通事故件数は16件となっており、高齢ドライバーが関わる交通事故件数が全体の4割近くを占めている状況であります。

次に、町内の運転免許保有者数につきましては、令和3年12月末時点で4,971人、うち65歳以上が1,769人となっており、高齢ドライバーが全体の約4割を占めている状況であります。また、運転免許自主返納者につきましては、平成22年から令和2年までで257人となっており、直近3年で見ると、平成30年が26件、令和元年が27件、令和2年が16件となっており、また令和3年が12月末までで29人で年々増加しているところであります。

さて、運転免許証の自主返納者に対する支援策ではありますが、現在は返納者が直接恩恵を受けられるような施策は実施しておりません。このことは運転免許保持者が自ら判断し返納すべきものと



考えているところであります。なお、現在、地域公共交通網の整備を進めており、平泉町コミュニティバスにつきましては、4月から本格運行に切り替え、実施しようとしているところであり、自主返納者の足としての活用も期待しているところであります。

次に、消防団・消防施設等の保全対策と運営補助金交付についてのご質問がありました。

消防各分団の施設等予防保全については、消防施設の設備や機械等を日頃から点検等を行う中で、適正な維持、保全が図られるものと認識しております。したがって、過去の事例等を踏まえ、一定程度の修繕費を各分団に対応できる範囲内で財政措置しております。なお、緊急的に故障や不具合等が発生した場合には、状況に応じて補正予算で対応する必要な措置を講じてまいります。

次に、運営補助金についてであります。消防団各分団が地域の防災活動を円滑に行えるように平成23年度から消防団運営補助金の交付を行っております。分団割と団員割で交付しておりますが、内容としては研修費、会議費、軽微な修繕、事務経費等となっております。実態としては、各分団様々な使い方をしておりますが、消防団の円滑な運営と団員の育成を図るという目的に沿ったものとなっております。

在り方についてですが、消防団員数の減少を止めて、増加するような運営を行っていただくためにも、各分団の自主性を尊重しつつ補助金の目的に沿った内容で有効に活用されることが望ましい在り方と考えます。なお、使途の内容について、町で対応するほうが望ましい内容のものについては、各分団との調整を図りながら対応してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今日の一般質問に当たりまして、今、町長答弁でも述べられましたけれども、私も平泉町内の年齢別運転免許保有者数の実態、それから同じく町内の年代別の運転免許証返納者数の推移、それから、その裏には高齢者が第一当事者となった年齢別の事故の発生割合を参考資料として配付をさせていただきました。あわせて、私が今回の質問で求めている免許返納者に対する生活支援策、33ある岩手県の自治体の中で、昨年6月1日現在で15の自治体で自主返納者に対する支援をこのように決めているというものを一覧表として活用させていただきますので、ぜひ参考にしていただければというふうに思います。一番新しい情報が3月3日の日に警察庁から発表されました。発表された内容は、75歳以上の運転者の死亡事故が統計として残っている1986年以降で令和3年度が最高の割合になったと、このように発表されたわけでありまして。

過去の本町議会におけるこの高齢者の交通事故防止に向けた質疑の記録をひもといてみました。そうしましたら、一昨年まで3人の同僚議員が3回の質問をしております。そして、その3人の質問に対する答弁が3回とも異口同音に同じような答弁であります。直近の1人は令和2年の9月会議で行われております。そのときの答弁をひもときますと、1つは、高齢者の身体機能の変化に応じた交通安全指導を行っている。2つは、現時点で運転免許自主返納者への支援は考え

ていないと。3つ目は、自家用車に代わる移動手手段の確保と返納者への支援策を含めて考慮する必要があると認識をしているので、今後検討をします。このように過去3回同じような答弁がされているわけです。これまで町としては、運転免許の自主返納については今日の答弁にもありましたように、あくまでも運転者の自主性を尊重するのだと。こういう立場で積極的な運転免許証を返納しやすい環境をつくるということについては消極的であったことがうかがえます。

こういう立場で私は物を考えたときに、先ほどの町長の答弁はこの過去3回の答弁よりも後退をした。失礼な言い方かもしれませんが、木で鼻をくくるに等しい答弁であると、このように言わざるを得ません。少し長くなりますが、私は大事な問題でありますから、議論を深めていくと、あるいは掘り下げると。こういう立場からポイントとなる事実経過を釈迦に説法ですけれども、言わせていただきます。それは先ほど紹介した過去3回とも異口同音に同じ答弁をしているというものの背景にあるものは何なのかということなのです。つまりその背景にあるのは平成28年に町が策定した新平泉町総合計画後期基本計画に定めた内容に基づいて答弁を過去3回されたということなのです。ところが、このいわゆる前期計画と簡単に言えば言われるやつですね。前期計画の中で高齢運転者の交通マナーや交通安全意識の啓蒙や安全教育を幾らしても限界があるということが社会的にもはっきりしてきているわけです。つまりどういうことかということ、幾ら安全教育や啓発運動や啓蒙活動を取り組んでも、年齢を重ねることによる身体能力の衰えはいかんともし難いのです。このことがあるから、新たに作成した第6次平泉町総合計画、この中で明確に今までの計画にないことを明確にうたったではないですか。その内容は、高齢運転者の重大事故が社会問題となっていると。高齢化が進展する本町においても、高齢者の交通安全の確保、安全対策を最重要課題の一つとするのだというふうに記述をした。これは今までにない語句ですよ。その上で、次のように書いているのです。運転免許返納者に対する支援を検討しますと。同時に交通環境の整備にも努めますと。これは不離一体の課題だったのです、このことは。しかし、第6次基本計画の前期計画では、前期計画を踏まえて新たな町の指針を決めたのです。私の今日の質問は、高齢者の交通事故、重大な死亡事故、そうしたものから高齢運転者を守るために第6次総合計画で新たな環境を整備というのを基本に掲げたではないですかと。だから、高齢運転者の交通事故防止の対策の一つとして定めた運転免許返納者に対する支援を検討するということについて具体策を求めたものであって、町長が答弁したように運転免許自主返納を求めたものではないのです。

そこで伺います。

ご紹介した前期の計画で3回異口同音に答弁した内容が、今つくられた第6期の総合計画の中では具体的にそのことを踏まえた対策をしようと言っているにもかかわらず、このような答弁をされるというのはどういう受け止め方をされて、こうした答弁になったのか。一体第6次総合計画とどのような整合性があるのか、理解できるように説明してください。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

どのように説明をすればご理解いただけるはまた別論といたしましても、今まで3度質問を受けたことは私自身も答弁しておりますから、ご承知いたしております。そんな中で3回質問を受ける中に議会広報等にも質問者並びに質問の内容が今までの中にも載っております。そんな中でその都度とは言いませんが、いろんな方々にお話しされた内容も実はあります。つまり自主返納をしても今の状況の中で足の確保、買物をしたり、例えば「うちのおばあさんを乗せて歩いたり今はせねばねえし、こうだと」。「自主的に返納しろ」と言われても、それを町では進めていくのかというような話をされた経過も今までにあります。そして今もあります。しかし、そんな中でまずは足の確保を今後していかななくてはならないと。何も取り組まないでいて、つまり自主返納を制度化、推進するという内容でなくても、今の総合計画の中にもあるという議員の質問、そのとおりであります。まずはコミュニティバスを何とか早く走らせると。ここコミュニティバスも取り組みから3年ぐらいは実質ここまで来ていると思います。そして、実証実験にやっと取り組みながら、今回新たに見直しもしながら、さらに運行内容も加えながらやらせていただいているところでありまして、全く木で鼻をくくったような話だというお話もありますが、受け止め方によってはそうかもしれませんけれども、そういった部分についてはおわびを申し上げますけれども、新たなこうした運行の中で今後も状況も見定めていく部分というのは迫ってきているものはあるというふうには認識いたしておりますが、全く必要ないというような思いでいるものではないということをご理解賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

いきなり町長から答弁をされまして、今の町長の答弁は、町長の気持ちとしては理解も十分私もできます。特にも先ほど言いましたように、今も町長述べましたけれども、この免許を返納できる環境をつくることと車を使用できない方々の交通環境を整えるというのは不離一体のものですよというふうに先ほど言いました。どうですか、町長。今町長言われたように、この不離一体のものの一つが必ずしも全ての有効な運行計画ではないにしても、十分に町が研さんに研さんを重ねて作り上げてきたコミュニティバス運行として4月から本格運行するではないですか。そうすると、前期計画で定めてきた環境がある一定の環境まで到達したわけですよ。そのときになぜあのような答弁をされるのかという、そこが私は分からない。しかし、今日この場でその議論を幾らやり合っても結論見いだせるものではありませんから、これ以上言いません。

この問題の最後に、町長に伺います。昨日の町長の施政方針演述では、高齢者の福祉の充実として、自分らしい生活を営むことができる各種施策を推進すると、このように述べ、特にも高齢運転者の事故防止、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組むというふうに演述をされました。そして、先輩議員の質疑に対して、3期目を目指す町長の決意として語られたのが、総合計画に掲げる理想郷をつくり上げていくために全力を尽くすと。まさにかゆいところに手が届く生活、めり張りをつけた町政運営というのは重要課題だと、このように述べられました。今日も同僚議員の質問に対して、総合計画に掲げたビジョンの取り組みについてお話をされました。私は

町長が3期目を目指して、これから花を咲かせるというときにこの2期8年間の中で環境整備のためにつくり上げてきたものの一つの集大成として、この高齢者の運転免許返納に対する具体的な返納者に対する支援策を、私は前期基本計画の中でも早急につくり上げていく必要があると思うのですが、町長、もう一度決意をお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど申し上げましたが、コミュニティバスを、その以前に議員の質問の中で、いかに啓蒙運動、呼びかけても起こることは起こるといふような判断できるような質問の内容にもありましたけれども、しかし、この交通安全につきましても、やはりしっかりと、そんなこと分かっていたというのが常だといふふうに住民は思います。しかし、そういった中でやっぱり常にいろんなところでいろんな会合も含めながら、交通安全については口を酸っぱくしながらやっていかななくてはならないのが交通安全だといふふうに思っております。そんな中で今回コミュニティバスを運行したことによって、今後そうした免許返納者も含めながら、この利用の在り方を交通安全対策のまた一つの中で、皆さんにもしっかりと周知しながら、そういった状況も踏まえながら、このそういった新たな制度はやらないとか、それに向かってはもう少し考えさせてけろとかいう、そういう奥歯に物を挟まったような話はする気は毛頭ございません。ただ段階的にそういった部分を、と同時にやはり返納者のみならず利用している方、そしてもう既にしている方もあります。そういったことを総合的に判断する必要もある部分では検討の中に入れていかななくてはならない内容もあるといふふうに自分ではそう思っておりますので、その辺はご理解を賜りたいといふふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

町長言われたことは受け止めますので、ぜひ結果を見いだしていただきたいと思いますが、ただ一つだけ、誤解されているようですから、誤解を解いておきたいと思うのですが、私が先ほど言いましたのは、幾ら高齢者に対して交通安全教育や啓蒙活動、運動あるいは交通安全意識の高揚対策を積み上げても、年齢を重ねることによって生じる身体能力の衰えは、これだけは何ともし難いですよと。こういうことは申し上げたのでございますので、啓蒙活動や教育が無駄だということを使ったのではありませんので、ぜひ誤解のないように受け止めていただきたいと思いません。

次に移ります。

消防団の処遇改善に関わってでございます。

大変報酬の取扱いについては、きついことも言わせていただきましたけれども、しっかりと受け止めて対応していただいたことについて、敬意を表したいといふふうに思います。ただ、あの12月会議の議論の中で議長から特別に時間をいただいて、私が発言をしたことがあります。それ

はどういうことかという、消防団の処遇改善というのは団員の年額報酬や出動報酬の改善だけで終わるものではなくて、消防団に関わる補助金の交付内容が必ずしもきちっとされていないではないですかと。したがって、新年度予算の中ではそういったところを整理してくださいと、こういうふうに申し上げたものですから。予算も出ました。予算案を見させていただきました。さほど変わっていないと、内容的には、報酬以外。このように見たものですから、あえてもう一度取り上げさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、これまた釈迦に説法の議論ですけれども、設備の保全の目的というのは、1つは、損傷や不具合を減らすと。限りなくゼロに近づけていくということ。2つには、そうした設備や備品などの長寿命化を図ったり、機能劣化などを最小限にするということ。そして3つには、特に消防施設でありますから、物損や災害の発生を未然に防止すると。こういう大きな目的がある。そして、この設備保全の考え方には、予防保全と事後保全と予知保全というのがあるというふうに一般的に言われています。今、町が行っている消防団の運営に関わる経費の出し方には、予防保全に関わっている部分と事後保全に関わっている部分、このように分かれています。私が資料請求をして、町から出された資料を私なりに見やすいように分析をして、提供してありますから、ご覧になっていただいているというふうに思うのですが、やっぱり私は消防団の運営に必要な経費の在り方について、きちっと2つに区分けをして対応しなさいと。このことを昨年4月13日の消防庁通達は言っていると思うのですよ。それは何かというと、1つは、消防施設設備の保全管理のために必要な経費、これはやっぱりしっかりしてくださいと。もう一つは、各分団の運営に必要な経費、これをきちっと区分けをしてやりなさいということが必要だというふうに思うのです。

そこでお伺いします。

町は毎年、消防設備や施設、これらの要望を各分団から文書で聞き取りをしていますよね。把握した要望内容、その中で見ることができる各分団が必要としている設備の保全、それから分団が独自に活動する、行動ですね、そういう運営費をどのように今まですみ分けをして財政措置をしてきたのかということなのです。先ほどの答弁では、交付要綱に基づいて、その目的に沿った活用をされているというのですが、必ずしもそうではないですよ。お手元に差し上げた資料で見ただけならばわかりますけれども。その点についてお答えいただければと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

昨年の12月以来、この消防団の処遇改善に関する質問等をいただいているわけですが、今回報酬等について、法令改正の原案を上程させていただいているところでありますが、併せてこの施設設備あるいは分団の運営費といったその報酬等だけではなくて、消防団各分団のその活動に対するその保全、運営、そういったものについては議員ご指摘のとおりでありますけれども、まずは運営補助金につきましては、平成23年度以降、この補助金制度を設けておきまして、研修費、会議費、それから軽微な修繕費、事務経費、そういったものをそれぞれの分団に対して、分

団割、1分団につき3万円、それから団員割ということで1人1,500円ということで、それぞれ各分団の人数に応じた交付をしているところであります。

各分団から毎年度要望等は出されておまして、その中で大きくはやはり施設設備、備品関係でありますとか、大きな工事費が伴うものについては町で対応するというふうなことを基本にしておりますし、あとは軽微な修繕でありますとか、事務用品等々細かい部分については、この運営費の中でというふうなことでありまして、交付要綱は当然定めておりますけれども、基本的には消防団それぞれ分団の中でそれぞれの活動を円滑に進めていただくというふうなことで、それぞれの分団の自主性を尊重しながら、こういった経費の中に見られるものは当然見込んでいただくというふうなことで、そういった分団ではできないような大きな事業のものについては、備品含めて町でやると。そういったようなすみ分けで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

誤解をしないでいただきたいのですが、私は今まで町が消防団や各分団に対して、手を差し伸べてきたことが、これでたらめではないかと、こういうことを言っているのではないのです。今回の消防団の待遇改善の中で、あの12月会議の中では、課長は何もやらないということではないのだと。基準をつくるということについても、これからやりますと、このように述べたわけですよ。私は明るい光明がその中には見えたなというふうに思ったのです。だからこそ、お手元に差し上げた今、運営補助金要綱に基づく分団への交付金、補助金、またそれとは別に町が独自に分団の消防施設設備に対する改善要望、これを把握している内容の実態を見てほしいから、手元に差し上げた資料を出していたのです。

例えば具体的に話します。ほとんどの消防分団から消火栓の標識を設置してほしいとか、防火水槽の標識を取り替えてほしいとか、こういうのが出ているわけですよ。しかし、これが複数年にわたって、毎回同じ要求が出ている。これも事実としてあるのです。要望として出ているということは、予算措置が全てされていないから。もちろんポイント、ポイントではされているのですよ。全てはされていないから、こういうふうになると。だけれども、私は予防保全としての対策を考えたときに、次のようなことを心配するのです。どういうことかということ、不幸にも住宅火災が発生したと。そのときに真っ先に駆けつけた常備消防団の方々や、あるいは隣の分団の方々がいざ消火活動をしようとしたときにどこに防火水槽があるのか、どこに消火栓があるのかというのを見て、目視で直ちに判断できないというようなことが起きれば、いたずらに延焼が広がっていくということが考えられる。

そこで、何を私が言いたいかということ、平泉町の限られた予算の中で厳しさもありますけれども、やっぱり住民の命と財産を守ること、このことには何よりも優先されなければならないと、そういうふうに思うのです。そういう立場で考えて、分団人数割として出している補助金の在り方と活動運営資金だけかな、そちらで出している部分と、やっぱりきちっとすみ分けをして出すほうが分団の皆さんも、ここは俺たちが独自にやらなきゃいけないとか、そういう思

いに立てるのではないのでしょうか。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

確かに議員おっしゃるとおりというふうに感じておりますが、先ほども申し上げましたけれども、補助金については制度が始まってから10年以上が経過しているということでもありますので、確かに基準が明確になっていない部分はあるかというふうに思っておりますので、この活用方法等については、分団、幹部会等でも意見交換等もしながら、いずれ有効に活用していくことはもちろんですし、やはり防災、そういった安全なまちづくりは本当に重要な課題でありますので、ここについては基準等も含めて検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今いみじくも課長が言われました。ただお金を出す側が、あるいは予算を組む側が統一した判断基準というのを持っていませんから、消防団や各分団に対しても統一した指導ができない、あるいは統一した内容の実態を把握できないということはやっぱり反省点として受け止めていただいたわけがございますから、もうちょっと私は別の角度から聞いてみたいというふうに思うのですが、具体的に伺いますけれども、毎年の予算書の中に消防施設費として建物共済保険料、これが計上されています。これはどこの消防施設建物に対する保険料なのか。共済料なのか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

建物の共済費につきましては、第5分団の屯所でございます。これにつきましては、過去の経緯等も調べてみましたけれども、新しく造ったところなわけです、第5分団につきましては。そういったことで保険を掛けておりますが、そのほかの分団につきましては、かなり古い建物等もありまして、こちらでは措置していないというふうなことがありまして、今回新年度予算においては、それらについては今回は予算措置をしたところであります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ほかにも消防団の皆さんが各家庭を回って、火の用心という防火札、あれを回して歩いたりして意識啓蒙をされているわけですが、この火の用心のお札、これも特定のところに交付をされていると。そういう実態が見えているわけですよ。やっぱり私はこうした対応というのが今の屯所に対する建物だということなのですから、税の公平性という立場から見たときに特定のところに特定のお金が行くというのがやっぱりいかなものかというふうに思います。したがって、そういう意味では今お話をした火の用心のお札なんていうのが、消防団組織としてのまさ

に広報活動の最たるものではないですか。そういうものは全ての分団に対して、個数が分かるわけだから、その各分団の家の数が分かるわけだから、そういうものをきちっと手当てをしてやると。そういう形で手当てをしてやるということが本来の消防団運営補助金の交付要綱の目的に沿ったやり方ではないのかということ指摘しておきたいというふうに思います。

それから、婦人消防協力隊に対する支援、これもやっぱりこの消防団全体の処遇改善の中では避けて通れないだろうというふうに思います。平成29年の3月会議において同僚議員が婦人消防協力隊への支援策の現状についてただしています。そのときの町の答弁は、協力隊員の高齢化も進み、消防団員と同様に協力隊員の確保は重要な課題となっているのだと。婦人消防協力隊はボランティア組織であり、現在の規定の中での支援対応というのは困難であると。仮に対応するとすれば、長靴や手袋の現物支給が考えられると。今後の対策として検討の余地があると。このように答えられているわけです。今朝もそのほかの記録がないか調べてきましたが、氷室議員などもこの問題で質問されている記録を見てきました。このように見たときに、この平成29年の3月会議で答えた内容が、以降3年経過していますけれども、町としてどのような対策を考え、取り組みを検討しているのか。簡単で結構です。まだそこまで至っていないということなら、それで結構でございます。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

婦人消防協力隊につきましては、確かに平成29年3月の議会において、現状等々処遇等についてのご質問あったところであります。現物支給というふうなその当時の答弁もあったようですが、消防協力隊につきましても、消防団と同様にやはり団員数が若干といたしますか、減少傾向であることはそのとおりであります。いずれ婦人消防協力隊につきましても、消防団と連携しながら様々な防災活動に取り組んでいただいておりますので、今、補助金を36万5,000円ほど補助金については交付しているところでありますけれども、この現物支給につきましては、まだそこまでは検討には至っていないというところであります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

婦人消防協力隊の活動補助金については後ほど触れさせていただきますけれども、分かりました。実は私この質問をするに当たって、婦人消防協力隊員の方々にちょっとお話を伺ってみました。そうしましたら、分団の中の婦人消防協力隊の独自の活動として、所属する各家庭の消火器の有効期間の確認だとか、それからそれに伴って有効期限が切れていれば、詰め替えのための薬品の購入手続きだとか、あるいは薬品の詰め替えだとか、様々そういった住民に対する啓発活動、防火対策活動、今では火災報知器、あれも対象になっていましたけれども、そういったものも協力隊の活動としてやっていると、こういうことなのですよ。

先ほど課長が答弁で触れられました、婦人消防協力隊活動補助金というのは、町の婦人消防協



力隊員全体が一つの取り組み、運動、行動、活動として行う場合に補助金が出されるという性質のものであって、各分団所属の協力隊の活動については、何らの手当でもないということなのです。たまたま警備のときに若干の手当が出ているということがお聞きをしましたけれども。

したがって、やっぱりその分団所属の協力隊の皆さんが独自に行う防火対策の学習会だったり、あるいは紹介したような消火液の詰め替えだとか、あるいは消火器の注文を手助けしてやるとか、そういった啓発・啓蒙活動、これも支援対象としてやっぱり手当ををしてやるということが必要ではないでしょうか。交付できるようにぜひ検討してほしいというのが1つです。

もう一つ、今般、消防団員の年額報酬が3万6,500円に引上げをされた。このことは消防団員を持つ家族あるいは奥様でも結構でございます、そういう方々に対して消防団に対する理解度を少なからず深める、高めていく。そういう効果を私は持ったというふうに思います。そのときに同様に婦人消防協力隊員に対しても、先ほど平成29年3月段階で当局が答弁をした、支援をできるとすれば現物支給が考えられると言ったわけだから、現物支給ということについて真剣に考えていただきたい。特にも今この2年間コロナ禍の中で、町の事業主、本当に小さな商店主などが苦勞している。町もコロナ対策として、商工会の商品券などをプレミアをつけてあっせんをしたと、こういうことがあります。金額の多寡は別にしても、そういう商品券を今あるいはこれから先、協力隊員の皆さんに僅かばかりではあっても普段から努力をされていることに対するお礼として手当をすることによって、これまた小さいかもしれないけれども、町内の商店主の皆さんには一つの大きく言えば経済が回る一環として活用できるのではないかと、こんなふうに思います。今結論をすぐ出してほしいと言っても無理でしょうから、そんなことを今後の課題の中にしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

婦人消防協力隊員につきましては、各分団と活動を一緒にやっているわけですので、各分団のほうに交付しております運営費補助金、こういった活用の中で分団によっては、婦人消防協力隊のほうにその一部を支援する形で一緒に活用しているところもあるというふうに認識しております。

なお、各婦人消防協力隊のこういった今様々な活動について、分団のほうからは聞いているわけですが、婦人消防協力隊のほうでもこういった要望があるというふうなことであれば、その辺については分団を通して意見交換の中で反映できればいいのかなというふうに考えてございます。現物支給についても、そういった意見交換等の中で、ぜひというふうな話がもしあるのであれば、そういったことも含めて今後検討していきたいというふうに思います。いずれ消防団だけでなく、消防協力隊の活動についても重要であるというふうに認識しておりますので、一緒になって活動を防災、安全なまちづくりに進めていければというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

高橋議員。

8 番（高橋伸二君）

私が最後にお願ひしよう、訴えようと思っていたことを最初に課長に言われましたけれども、分団から協力隊員に手当をされていると、この実態も伺っています。ただここでは議論するつもりはありませんけれども、分団員の報酬がどのように分団の中で運用されているかと。この実態は少なからず皆さんも承知をしていることだというふうに思います。ですが、それとはまた別の角度から見たときに、分団から手当をもらうよりも町から直接、現物支給であっても受け取るというのがやっぱり頂いた方の士気、モラル、これが大きく変わるといふふうに思うのですよ。そこのところに依拠をして、先ほど課長が言われたなかなか婦人協力隊の成り手もまたいないと。今、夫婦共働きになったり、あるいはずっと高齢化して若い者が町を離れているという現状の中で、そういったことも次善の策として考えていくことがあってしかるべきだといふふうに思います。

したがって、課長最後に言われました、消防団の皆さんあるいは分団の皆さん、協力隊の皆さん、そういう方々と膝を交えて今の実態といふのをつぶさに聞き取りながら、どこに手を差し伸べるのがいいのかと。まさに昨日、青木町長が言われた、かゆいところに手が届く施策をやるのだといふのがそういったところにも相通ずるのではないのでしょうか。

これで私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

3時25分から再開いたします。

---

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時24分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告9番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告9番、日本共産党、阿部圭二です。

最後の阿部圭二となってしまいました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。結構疲れておるので、短時間でいきたいなと思ひております。よろしくお願ひします。

質問事項は2点であります。

1点目、介護におけるケアラー支援について。

質問要旨といたしましては、介護におけるケアラー支援について、国の骨太の方針2021に、「ヤングケアラーについて、早期発見・把握・相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上

に取り組む」と明記され、ヤングケアラーの実態調査報告も出されている。

ヤングケアラーの早期発見・支援のためには、福祉・介護・医療・教育の連携した対応が必要であると考えているが、町の考えを伺う。

また、ヤングケアラーの早期発見のためには学校の役割は大変大きい。ヤングケアラーの存在を知ってもらうためには啓発も必要と考えるが、教育委員会としての考えを伺う。

そして、2点目です。

町の居住環境を守る支援についてということで、空き家に引っ越し移住者または町民に対して、住宅改築の助成を行うべきではないか。

この2点について、よろしくをお願いします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、ヤングケアラーの早期発見・支援のためには、福祉・介護・医療・教育の連携した対応の必要についてのご質問がありました。

ヤングケアラーの支援について、国では昨年3月に省庁横断チームとして、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム、いわゆる連携PTが立ち上げられ、5月に報告書が取りまとめられたところであります。議員ご承知のとおり、政府は6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」には、家族の介護や世話を担う子供、ヤングケアラーへの支援が初めて明記されたところであります。

ヤングケアラーの定義及び対象年齢については、国の説明として、「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている児童を指す」とされていますが、法令上は明文化されていないところであります。

厚生労働省と文部科学省が令和2年度に実施した全国実態調査では、「世話をしている家族がいる」とした中学2年生が5.7%で約17人に1人、高校生2年生が4.1%で約24人に1人で、そのうち60%以上は相談経験がなく、家庭内のこととして実態が見えにくい上、支援が必要であっても子供自身や周囲の大人が気づいていないケースも多くあるところであります。

ヤングケアラーの問題は家庭内のこととして表面化しづらいため、実態把握が困難であり、どこに相談したらよいか分からない等の理由により、公的機関の視角から隠れていることもあり、必要な支援を受けられずにいるとの指摘もあります。

このように潜在化しがちであるヤングケアラーを早期に発見・把握するためにも、福祉・介護・医療・教育等の様々な分野が連携したアウトリーチ化が必要であると認識しております。国では、令和4年度から3年間を社会的認知度向上のための「集中取組期間」とし、当面は中高生の認知度を5割にすることを目指すための広報啓発イベントの開催、また国や県では福祉・介護・医療・教育といった関係機関に対する周知、広報や研修を推進していくことから、当町においても福祉や介護、教育などの関係機関のほか、児童委員や地域組織団体等に対して、ヤングケ

アラーについての学ぶ機会の確保や対応していくための研修などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

高齢化や平均寿命の延伸、在宅医療、介護の広がりなどにより、家庭においてケアを必要とする者は増加する一方、少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加などは、家庭におけるケアの担い手が減少する要因となってきていることから、こうした状況を踏まえ、支援を必要とするヤングケアラーに確実に支援が届くよう、国や県の施策を活用しながら関係機関が連携し、早期発見・対応に向けてきめ細かい支援を推進してまいります。

学校の役割に関してのご質問については、後ほど教育長が答弁いたします。

次に、空き家の改築に対する助成についてのご質問がありました。

本町では、空き家対策として平成31年度から空き家バンク制度を開始し、その有効活用を促進しているところであります。最近では、コロナ禍による地方移住の流れが進む中で、購入を検討されている方からの問合せや相談件数が増加傾向にあります。こうした社会情勢の変化に対応した制度として、岩手県において令和3年度から市町村が行う若者向けの空き家取得への助成に対する補助制度が創設されておりますので、本町では令和4年度からこの制度を活用し、「若者向け空き家住宅取得補助金」制度を新たに創設し、空き家の取得に対する助成を行ってまいります。空き家を取得した後は、一般的には改築や改装が伴ってくるものと思っておりますので、この補助金を交付することによって、それらの助成にもつながっていくものと考えております。

なお、補助金交付の要件につきましては、県で定められている要件となりますので、対象者は39歳以下であることや空き家バンクに登録された空き家を取得すること、取得した空き家に5年間居住することなどが条件となり、補助額については取得費の2分の1以内で上限は30万円となります。この支援制度を通じて、若者世代が直面する様々なライフステージを住宅取得の面から支援するとともに、住みやすい環境整備に引き続き取り組んでまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、ヤングケアラーの早期発見のための学校の役割についてご質問にお答えします。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや学びに影響があるといった課題があり、心身の健やかな育ちのためには関係機関が連携し、早期発見や支援につなげる取り組みが求められております。

今般、改めて各学校に状況を確認しましたが、現段階でヤングケアラーに該当する児童生徒はいないものと認識しております。学校の対応としましては、保護者面談などを通じて家庭事情を把握するとともに、日常的に児童生徒の様子を注意深く観察し、身だしなみや生活の様子に変化があれば積極的に声をかけ、不安や悩み事の相談を受ける体制をつくっておくことが大切だと考えます。これまでヤングケアラーの啓発の取り組みは実施しておりませんが、教職員一人一人がヤングケアラーの認識やプライバシーに配慮をした対応などの知識を深めたり、家庭における保

護者の理解が得られるよう、今後必要な取り組みを進めてまいります。

また、ケースに応じて、福祉による適切な支援につなぐなど、関係機関との情報共有や連携を図りながら対応し、児童生徒が家庭環境に左右されずに安心して教育を受けることができる環境をつくってまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、ヤングケアラーの問題でありますけれども、ケアラーの支援に当たっては、家庭への支援、本人の支援、その取りあえずは2点があると思いますし、支援する側としては役場や保健センターからの支援、そして学校からの支援となると思います。そういう点では、保健センター等からの支援という部分では、例えば介護を受けている方への短期支援や食料物資の支援、生活困窮者に当たっての支援とか、学校に通ったりするためのお金の部分の支援とか多々あると思うのです。その部分は相談さえ受けられれば、保健センターの対応でも本当にやっていただけるのではないかなと思うのです。

ただ、このヤングケアラーで問題なのは、相談しに来ないというのが一番の問題ではないのかと思うのであります。学校にしろ、保健センターに行くにしろ、とても勇気のいる行為でありますから、その部分で学校においてはどんなことをやるつもりであるのでしょうか。まず、その質問をしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

やはり答弁にもありましたとおり、この問題につきましては、その本人がヤングケアラーであること、該当するといったことを気づかなかつたり、それを相談しないと今おっしゃられましたけれども、その本人が家族のために一生懸命やっているようなそういう状況もあるということで、まずこの問題についてはやはり丁寧に観察して、普段から何でも相談に乗ってもらえるような環境を築いていくというのが一番重要だということで、少しでも不安とか心配の部分を取り除いてあげるといところがまず大前提だとは思いますが、一般的なそのヤングケアラーの定義というか、授業での児童生徒への啓発といった部分をやってしまいますと、やはりどうしてもこの問題というのは個別的ないろんなそのケースに応じた支援というのが必要になりますので、今のところそういう授業でのその資料を使っての啓発活動というのは、学校側と十分に協議しながら進める必要があるのかなと思います。あくまでもその本人と先生方、先生方にとってやはりそういう知識とか、担任だけではなくて、その生活指導をする上でのいろんな会議等がある中で、学校の中での情報共有というのがまず1つあって、その生徒の変化に気づくといところがまず前提にあると。そして、相談にしてくれるようなその雰囲気づくりをまずつくるというのが重要なので、

あくまでもこのパンフレットを使っての啓発活動というよりは、そちらのほうを大事にするべきだろうというふうに思います。

そして、おっしゃられたように、介護であれば公的な何か制度がないかとかといったことになりますから、そういった部分につないでいくということでしょうし、あとは兄弟の世話というようなどころでの負担というのも、また介護とは別な部分であると思います。そういったことについては、やはりそのヤングケアラーではないかもしれませんが、いわゆる個別のケース会議、そういう家庭の事情がいろいろ抱えている子供については、そういう関係機関、保健とか、場合によっては児童相談所なんかも入って、個別案件について協議する場合もありますので、そういったところを通じて情報共有しながら何かしら支援ができるかというところにつないでいくということになるかと思えます。あくまでもこれは本人が世話をしながら勉学もしっかりやって、全てこの自分の時間がうまく使うという子供も中にはいるかもしれません。そういったところでやっぱり学校のほうで必要なのは、その学びに何か影響がないかとか、子供らしい時間が使えないような状況にないかというようなどころに着目しながら対応していくということが大事だというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当に微妙な問題で大変だとは思いますが、以前、前の教育長にもこの質問したときに言われたことだったのですが、表立って騒ぐのが本当にいいのかという部分では本当にそのとおりだと思います。オープンにしてヤングケアラーなのだということを大々的にやること自体が逆にマイナスになるケースというのはとてもあると思うので。

それから、行政側の支援の部分なのですが、各行政区で多分発見される可能性というのはとても高いかなと思うのですが、そういう部分というのはどんなアンテナを発信しているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、ケアラーの大前提を若干お話しさせていただきますが、ケアラーというのは今、前の議会のときにもお話しさせていただきましたが、障害や病気のある家族の身の回りの世話や介助、以外にも兄弟の世話、それから病気になっている親の世話、様々な部分をケアラーと言います。例えば私のほうで一例を申し上げさせていただきますが、学校に毎日遅刻してくる、学校の授業中にどうしても居眠りをしてしまう、何か疲れた様子だ。学校内、それから地域においてもそうなのですが、これはあくまでもその家庭、家庭で例えば母子家庭、父子家庭、それから親のいないいわゆるおじいさん、おばあさんと一緒に過ごしている場合に、お手伝いという認識が潜在的にあるようです。この潜在的にある部分で、本来学校で授業を受けなければいけない部分に支障が出てきたような場合には、そういうところをいち早く察知してあげなければいけない。これ自

体を子供が児童が周りに自分から発言するということはほとんどないそうです。つまり家庭内のことを表に出すということは非常に恥ずかしいことだと。周りでもこういうことをやっているというような認識がございますので、今、地域でのというお話があった場合には、あくまでも本人がどうなのということではなくて、様子をまず見て、同じような悩みを持っている子供たちが悩みを言えるような、私は毎日こういうので遅刻しているのですとか、そういった些細なところからアプローチをかけていかないと、あくまでもその子供に対して、将来的にこれがかわいそうなことだとか、寂しいことだとういうふうなことを子供に植え付けてはいけないというのが大前提にありますので、そういう意味からもここは慎重に関係機関が機会を捉えて、様々な学習や研修などをして進めなければいけないような事案のことだと考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当にそのとおりだと思います。

そこでなのですが、確かにヤングケアラー自体という部分は重いのでありますけれども、そこが問題なのかと言ったら、そこではないような気がするのです。先ほどもいろんなこと言っていましたけれども、勉強ができない部分とか居眠りしたりとかそういう部分も言っていました、どんな状態でも学習とか勉強できる体制が、学生であるがゆえになのですが、そういう体制が必要なのではないかと思うのです。そこへの支援としていろいろあるのでしょうかけれども、生活困窮者やひとり親世帯、ただでさえこの学習する時間もお金もなかったりする部分もあります。そんな中でも学習できる体制をつくるのがとても重要ではないかと。例えばの話なのですが、元先生の方に学校の空き教室とかで少し勉強を見てもらえとか、これについてはひきこもりとか登校拒否の方々なんかと一緒に勉強できればいいのかなと思いますけれども、そういう周りからの支援がとても重要ではないかと思うのです。それに応じて、高校を卒業することや大学に行っている程度の賃金、介護の部分でも平泉町にとっては何かとても優しくて頑張り屋の人が多いという話も聞きますので、そういう部分ではとてもいい人材ではないかなと思いますので、何とか人との接触が苦手だったら、農業をやっていただくとか、そういう部分も含めて勉強という部分とか学習という部分のその機会を何とかつukれないのでしょうかということを最後のこの部分では質問にしたいと思うのですが、どうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

ヤングケアラーではない部分も広がったのかなということですが、まずヤングケアラーの部分についてお話しします。

やはり各学校ではヤングケアラーという言葉が流行する前から、やはり家庭にいろんな問題を抱えている児童生徒に対しては丁寧に手厚く接して保護をしてきましたし、必要に応じて関係機関と連携しながら、やはり支援を差し伸べてきました。平泉はやはり小さな町、コンパクトな町

なので、広く啓蒙というよりはポスターで啓蒙というよりは、個々に一人一人の子供たちに丁寧に向き合っていくという町であろうというふうに思いますので、これは今までどおり、やはり困っている子供がいれば、しっかりと丁寧に見取って行って、関係機関とつなげていきたいなというふうには考えておりますし、そうなっております。

例えば子供たちの例を挙げますと、やはり地域の情報、民生委員さんとか地区の方々からの情報がかなり学校にも行き伝わりやすい、情報共有しやすい町ですので、そういう意味からも1人の子供を複数の目で見るとは可能な町であろうと思いますから、比較的ヤングケアラーと言われる子供たちは早期の段階で見つけることはできるかなというふうに感じております。

それから、どうしても学校に行けないとか、何らかの事情でなかなか家から出られないという子についても、やはり今、学校では別室登校とか学校の中でいろんなスペースを提供しながら、時間を分けて午前中とか午後からというようないろんなサポートの体制を考えておりますので、それはヤングケアラーとは違ってくるかもしれませんが、いずれこの町の特色として個別に丁寧に対応できる町なのだとこのところで、併せてお話ししたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

大変ありがとうございます。ただヤングケアラー自身がそういう環境になっていくということが最初の段階は分からないでも、引き籠もってしまったり、学校に行けなくなったりという部分がとてもあり得るところなので、その辺を認知しながら有効な手段をぜひ取っていただきたいなと思います。学習支援は本当に必要な部分なので、最後までそこは外さないでいただきたいなと思います。

それでは、次の質問なのですが、住宅リフォームの話なのですが、住宅改修についてなのですが、以前の住宅リフォームの部分をひもといたというか、そのところで今回の部分と外れるかどうか分からないのですが、こういうつくっていく部分の話として、店舗リフォームをやっていますよね。店舗リフォーム、今まで多分10件ほどやったのかなと思っているのですが、商工会で聞いたみたのでありますけれども、商店の部分は増えているのかとお聞きしましたら、やっぱり減っているのだというようなことは聞いたのですが、商店だけではなくて工業部分も同じように減っていると聞いたのですが、これだけある程度でこ入れしてもやっぱり減ってしまったということをお聞きしたのですが、そのとおりでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

商店とか店舗に関しては、改廃数を毎年調べておりますけれども、若干ずつ減っているという形になっております。それとあと、中には新たにお店の空き店舗のほうに移りたいので、前の店舗を空き家にして出ていくという方などもあって、そこら辺に関しては対象外になりますという



ことでも言っています。いずれ大体年間で2件から3件程度の店舗リフォームを行っておるとい  
うところがございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ある程度でこ入れしているという部分を出すために質問したのですが、それから、水洗化率に  
ついては質問していきたいなと思うのですが、これはリフォームの部分も入ってきますので、と  
てもいいかなと思うのですけれども、令和元年頃から84%前後だと思うのですけれども、リフォ  
ーム助成が終わってから、値としては変わっていないのですが、そのとおりでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

下水道の水洗化率と平成21年から平成27年までの住宅リフォーム補助金との因果関係というこ  
とだと思うのですけれども、水洗化率が直接この住宅リフォーム補助金事業に影響しているとい  
うところはないと思われま。下水道を水洗化する場合には、水洗化工事の際に「融資あっせん  
利子補給制度」というものがございまして、上限100万円の貸付けに対しまして、利子を4%以  
内全額町で補助するという制度、今でも行っているのですけれども、そちらの制度をご利用なさ  
っている方が多いというか、そちらのほうを利用する方が水洗化の場合はいらっしゃるというケ  
ースです。住宅リフォームのほうはまた別の箇所の部分という補助金の使い方をしてしていると認識  
しております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員、通告にあります住居環境を守る支援ということですので、あまり脱線しないよ  
うにお願いします。

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

あくまでも住宅に関する部分をひもこうということでもやり出したのでありますけれども、建  
設業が統計からなのですけれども、平成18年度は第3位で36億円ぐらいあったのですけれども、  
平成29年度は第3位の24億円ぐらいに減っていると。大体12億円ぐらい減っているのですけれど  
も、そういう部分で240億円ぐらいの中の1割程度が建設業だということを表していきたいなと  
思ったのですけれども、現在建築組合は30名ほどしかいないのですけれども、しかも、いろんな  
業種が入って、平均年齢としては61から62歳ぐらい、県下でも一番高年齢となってしまったとい  
うことなのです。今度は70歳以上の方でも働いてもらおうというようなことをうたいながら、こ  
れはサラリーマンの方も同じなのですけれども、なかなか今年度に入っては仕事もあまりないよ  
うな状況、昨年末から、ないというようなことも聞いたのですが、そういうことを知っています  
でしょうか。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員、先ほどもお伝えしましたが、通告が住居環境を守る支援ということで、通告に沿った形で再質問かけていただければありがたいと思います。

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

国のリフォーム施策がいろいろ出てきておるわけなのですけれども、ちょうど消費税がまた平成26年頃から始められた助成制度がいろんな部分があるのですけれども、その一つ、断熱リフォームの支援事業というのが入ってきているのですが、それとともに、「こどもみらい住宅支援事業」とか、断熱に関しては大体120万ほどの助成がある事業なのですけれども、そういうふうな事業、こどもみらい事業に当たっては、リフォームで大体上限30万ほどの助成がある事業なのですが、これは平泉の業者はほとんど知らないというか、やっていないのです。そういうことは役場の建設課としては知っているのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

民間の住宅に関します国の補助制度でございますけれども、こちらのほうは、当町では建築される工務店さんとかが窓口になりまして、施主さんと国の間に立ちまして申請手続きを行っているケースがございます。それでその問合せや建築確認を行っているのが県でございますので、こちらのほうからの照会という形は数件がございます。ですので、どちらかという、何というか建築の業者さんがその知識というかその補助制度を認知していて、施主さんにご相談をして商談を進めているというケースは知っておりますが、そのほかのについては特段ございませんし、その制度があるからこちらでPRというよりは国のほうが直接いろんな広報を出しておりますので、そちらのほうで建築関係の業者さんが知っているということと、こちらのほうとしては認識しております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

問題は、平泉の行政もほとんど知らないということが一番問題かなと思っておりますが、平泉である程度リフォームがあちこちでされているのですけれども、ほかからの何とかそっくりさんとか、いろんな大手住販メーカーとかがあるので、そういう方たちはこういうのを使って、インターネット上でも平泉でリフォームを考える方というようなコマーシャルとか出ているほどなのですが、平泉の業者の方は知らずに過ごしているというのはとてももったいないですし、ただ今回のこういういろんな事業があるので、今年度で取りあえず一回終わりなのです。そして、来年度で行えることは断熱もそう、こどもみらい住宅支援というのものもあるかもしれないのですけれども、今のところはまだそんなに定かではない状況になっていると。そういう部分ではもっといろいろあるのですよ。もっといろんな事業をやってきたのですけれども、減税の対象とか、そういう部分もあったのに、平成26年頃からやられてきたのですけれども、平

泉の業者が知らなかったと。手続きが煩雑で結構大変だったというような話も聞きますし、そういう部分で商工会さんを通じてでも何とかできなかったのでしょうか。お聞きします。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

先ほど議員おっしゃったとおり、国の事業でして、町のほうにも情報が来ていないものなどもあって、その辺はなかなか商工会としても把握してPRしていくのはなかなか難しいところがあったのかなというふうには思います。あと、大工さんたちも企業努力の部分もあろうかと思うので、その辺については今後もしそういうことが情報流れてくれば、その辺についてはうちのほうからも商工会のほうには積極的に情報共有するような形に努めていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、ただ問題になるのはこのときにいろんな助成があるのですけれども、大手と同じ助成を例えばやった場合に、平泉の業者に来る確率ってとても低いと思うのですよ、恐らく。コマースも進んでいる、そしてやり方もうまい、しゃべるのもとても上手というような方が来てしゃべられた場合には、地元の業者に行くよりはそっちに行っちゃうという可能性はとても大きいのかなと思うのですよ。

そこで、その国の支援とともに地元の支援を付け加えたらどうなのかと。例えばプラス10万なり20万のいろんな補助的な部分ですか、そういう部分が必要になるのではないかなと思うのですが、どのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど課長が答弁したとおりで、全てが国の民間ベースのそういった対応について、全て庁舎内に情報が100%来ているわけではないというのは先ほど答弁したとおりであります。そういった中では、議員も建築組合員で所属しているわけでありまして、今の質問はそういった国の事業と併せながら町でも検討すべきでないかというご質問であります、いずれそういった情報をいづれ議員自ら商工会、また建築組合、そして町にも知り得た情報は流していただきたいというふうに思います。かつてはこうだったという、後になって言われてもその対応はやっぱり私どもとしても真摯に受け止めながら対応できるものはタイアップしながら、先ほど国の事業、私の答弁でも申し述べさせていただきましたけれども、国のそういった対応と併せながら当町としてどう考えるのかという分野も含めながら、今後検討する内容だというふうに思いますし、過ぎた経過たどったものに対しては反省として、今後商工会ともしっかり連携を取りながら、そして建築組合ともしっかり連携を取りながら、情報を共有しながら取り組んでまいりたいというふうに考え

ております。ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

私も知ったのが最近だったので、あまり大きいこと言えなくて本当に申し訳なかったなど。何年も前に知り得ていたら、本当に情報を流したかったなど。それで聞いてみたときに、そんなの知らないよとは言われながら、多分平泉の大工さんはみんな知らないよというようなことを聞いたときには愕然とした部分もあったので、何とか考えていただきたいと。その考える部分で今いろんなエコキュートなんかの補助とかもやっていますよね。そういう部分でSDGsに限ってというか、断熱の補助とかそういう地球環境に照らした部分、サッシを二重にするとか、そういう部分の国の施策は多分また来年度も続くみたいなので、そういうのに併せて地球環境なり、そういう部分のことも平泉町ではうたっていますので、ぜひその部分にプラスアルファをつけて、何とかこのコロナ禍でどれぐらいの売上が上がったかというのはまだ出ていないのですけれども、そういう部分ではとても業者さん頑張っているのに何ともならないというようなことがあると思うのです。それで、そういう補助類を何とか計画していただきたいと思っておるので、そういう部分ではどのように考えていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

国のほうの情報は、こちらでも調べてご提供いただいて注視していきたいとは思っております。あとは、それにプラスアルファ分とか町独自の補助とか援助ということですが、それは従前からの議会のほうでも再三お話をさせていただいておりますけれども、単純な補助というのはなかなかできないものでして、何か目的の合った、施策と合った整合の取れたものとして打ち出せるものであればということで検討できればと思っております。あとは検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひ検討していただきたいと思うのです。今回の空き家の住宅に関しても、ほかから帰ってきた人だけという部分ではなくて、Iターン、Uターンの方だけではなくて、地元の人たちも結構リフォームしたいと思っている方もありますし、結構年配者の方でもやるにやれないとか、そういう部分も考えている方々が多々いるようなのです。毎年、建築組合では何か福祉的なリフォームを行っているのですけれども、かなり数が来ているようなことは聞いていますので、みんな希望はあるみたいなのですけれども、なかなか先立つものがあまりないし、どうしようかなと思っている部分、町の活性化のためにもぜひ必要な部分だと思いますし、断熱が入った住宅なり、ペアガラスが入った窓なり、そういう暖かい住宅に入っていくことは燃料費を抑える部分でも

とても重要でありますし、ぜひ今後町の施策として検討していただきたいと思います。

以上になります。

議 長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

---

議 長（高橋拓生君）

続きまして、日程第2、発議第1号、ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

発議第1号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、同じく千葉勝男、同じく佐藤孝悟、同じく高橋伸二。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議（案）でございます。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシアの武力による軍事侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後、長年をかけて築き上げた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、領土保全、武力不行使等を規定する国連憲章と国際法に明らかに反する行為である。さらに核兵器で国際社会を威嚇することは、核戦争の危惧を抱かせるものであり、既に2か所の原発が攻撃されている。唯一の戦争核被爆国として断じて容認することはできない。

よって、平泉町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退すること、国際法にもとづく誠意を持った対応を強く求める。

平泉町の都市宣言である「非核平和都市宣言」（昭和60年）、平泉の「平和」「平等」の理念に基づき、世界の恒久平和の実現を強く希求する。

以上、決議する。

令和4年3月8日、平泉町議会。

以上でございます。

審議をよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

議 長 (高橋拓生君)

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時11分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 大 友 仁 子